

〔博士論文要旨〕

識字運動の教育史的研究

—一九二〇～三〇年代の韓・日比較—

この論文は、一九二〇～三〇年代に日本の帝国主義政策に対して、朝鮮と日本の民間人が人間の自立と民族解放運動のひとつのかたちとしておこした識字運動をとりあげ、その教育実践を教育史的研究の方法により分析し比較しようとしたものである。

序章では研究の課題と方法について以下のことをのべた。本論は、一九二〇～三〇年代において日本の天皇制絶対主義教育政策下にあった本国の生活綴方教育運動と植民地朝鮮におけるハングル及び文字普及運動とが両民族の識字教育の性格をもっている点に着目し、それぞれに置かれていた状況のなかで、この二つの識字教育運動がどのような人たちがどのように展開され、両民族それぞれの子ども的人格と民族の解放という目標に向かって、どのような教育的

営みを果たしてきたのかを究明し、あわせて、この目標に向かって進んだそれぞれの担い手の間に生じた交流と連帯の可能性とその性格を明らかにすることを課題とする。

ここでいう「識字」(literacy)とは、読み書きの能力を指し、識字学習とは、ボジティブには、生きている言語を習得し、理解して、自分のおかれている現実をありのままに認識し、かつ自己を豊かに表現できるようになる過程と規定する。こうして、本研究は、言語の習得が、教育活動のひとつとして課題とするところの人間の、階級及び民族のそれぞれに即しての自立にとって、深部の契機をなすものである点に着目して行われる。

しかしながら、識字活動は以上の意味につきるものではない。言語の習得が国家による人民統治や植民地支配とい

魯 在 化

った文脈で行われる時、この識字は、かえって人びとの精神の自由を束縛し、異民族支配の象徴暴力に転じてしまう。じっさいのところ、識字学習の歴史はこの自由を奪う側と奪われる側との闘争の歴史であったと言っても過言ではあるまい。日朝両人民は、ひとしく天皇制国家の支配下にあるが、この自由と解放のための運動をそれぞれにいろいろなかたちを通して行ってきたのである。そのひとつが日本帝国主義下での地方の小学校教師たちのボランティア教育としての性格をもつ生活綴方運動であり、他方では、朝鮮における朝鮮人の手によるハングル学習運動であった。これらの運動のひろがりのなかで、日本人児童は、植民地朝鮮をもっていたこの国家と社会をどのようにに理解し、そこでの自分の生活をどのようにに表現しようとしたか。また、植民地朝鮮の児童は、自己自身の体験をどのようにに表現し、どう行動しようとしたか。その異同と両国の人民の顕在、潜在の連帯関係のひろがりを考察したい。

このように課題と方法を設定したうえで、第一章では、近代日本の言語教育政策の一環としておこなわれた日本国内の国語教育政策と植民地朝鮮における日本語普及政策を明らかにしようとした。まず、その前提として次の点を論じた。

第一節に、近代日本教育の統治構造と支配原理の特徴を次の四点にまとめた。

第一に、明治維新によって国民国家をつくりだそうとした日本は、前近代的で封建的な政教一致をその国家統治の基本原理として打ち出した。この政教一致原理は、勅令主義の教育行政や教育勅語に典型的にみられる。こうした内容を追及する。

第二に、天皇制絶対主義国家教育政策下で、教育の二重構造がうちだされた。明治天皇の絶対性を主張しながら、天皇の支配下で四民平等のイデオロギーを注入するために、一君万民主義思想を持ち出し、身分別教育を撤廃しようとした。これは対外的危機に対する国民思想統一の一方策であった。こうした思想は初等教育の教科書に具体化されたが、しかし、じっさいには、小学校と大学の間に教育と学問の区別がもちこまれ、教育の二重構造がつくりあげられた。前者が国民教化機関としての初等義務教育であり、一方、後者は国家のエリート階層向けのリベラルな少数教育であったことをあきらかにする。

第三に、日本の近代化の目標は、西洋文明国家に追い付くことにあった。学校は、こうした日本の近代化のために働き、近代化へ向かって発展してゆくなかで要求されてくる知識の再生産の場となる。四〇年代には児童の就学率はほぼ一〇〇%に到達し、学校は日本社会の近代化の中核的機関となった。この過程を明らかにする。

第四に、近代日本の天皇制絶対主義国家は、朝鮮をはじめ

め、アジア諸国を占領し、天皇制イデオロギーを日本国内だけではなく、植民地諸国にも注入したが、この原理は同化主義であった。同化主義の内容は、日本語の強制、日本の歴史・文化・風習の注入、生産労働者養成のための初等教育であったことを考察する。

第二節では、日本国内の国語教育政策をあつかった。日本人の生活語が標準語ないし国家語になるまでの過程を論じ、「国語科」の成立過程、国定国語教科書と標準語政策を明らかにする。そして、方言と生活語が標準語に対立するものになってゆく過程を追究する。

第三節では、日本が朝鮮を統治するさいにおこなった日本語普及政策の実施過程を追究する。

第一に、韓日合併前、日本政府は、朝鮮に一九〇五年と一九〇六年、学部と統監部をそれぞれ設けた。そのころ朝鮮に日本語を普及させるためにおこなわれた教育政策を考察する。

第二に、日本政府は、一九一〇年八月、朝鮮を合併し、朝鮮総督府を設け、植民地化した。朝鮮総督府は、一九一一年八月の第一次「朝鮮教育令」をはじめ、敗戦まで四回にわたって教育令を頒布した。この教育令に基づいて、朝鮮民族を日本帝国主義の臣民と化する皇民化政策を強行した。そのうちのひとつが、日本語普及政策であった。この韓日合併後の日本語普及過程を考察する。

第二章では、朝鮮人グループが行なったハングル及び文字普及運動を植民地朝鮮における識字の教育実践として把握し、朝鮮の民衆教育運動としてのその歴史的品格を究明する。この時期は、朝鮮末期に起きた愛国啓蒙運動の延長線上に生じていた教育運動が、日本統治によって挫折させられ、朝鮮人児童の就学率と識字率が低くなる時期でもあった。識字教育の、自己認識、自己発見、自己解放、自立、そして、民族の解放という一連のかたちの展開過程を分析する。

この分析にはいる前に、第一節では、一九二〇～三〇年代の朝鮮人の就学率・識字率とその品格を考察する。ここでは、植民地公教育下での朝鮮民衆のインフォーマルな教育機関としての書堂の重要性和識字率の低下の原因を究明する。

第二節では、植民地朝鮮における識字教育運動の背景とその品格を、植民地朝鮮社会の民族意識の成長過程と日本帝国主義に対する教育抵抗、識字運動の台頭などにわたって明らかにする。植民地教育政策からくる教育矛盾への抵抗としておこった同盟休校や光州学生運動にもふれる。

第三節では、各グループの識字運動の教育実践を分析する。その実践としてとりあげるのは、朝鮮日報社の文字普及運動、東亜日報社のフ・ナロード運動、各キリスト教団体のハングル普及運動、そして、朝鮮農民社の農民夜学運

動である。この各グループの教育運動は名称が異なっているが、教育運動のかたちや目標が、朝鮮民族の解放運動の一形態であったという点では同じである。これらの教育運動は、朝鮮の近代化と民族の解放を目指す朝鮮民族の教育抵抗運動として朝鮮で自生したものであることを明らかにする。

第三章では、日本の綴方教師たちのしごとが、日本の児童の解放運動としての性格をもっていたことを分析する。日本の研究者が「国内植民地」とよんだ（大田堯『学力とは何か』（一九六九年）日本の地方農山村地域に発生したところの、この「生活語」による文章表現指導をとりあげ、それがもっていた識字運動の一つのかたちとしての側面を考察する。本研究の対象とする一九二〇～三〇年代の日本児童の就学率と識字率はともに高い。しかし、それは「文化的文盲」ともいうべき性格のものであった。これを止揚して、自己の現実をありのまま表現できる能力を子どもにつけさせようとした綴方教師たちのしごとと歴史を次のように明らかにする。

第一節では、高い就学率を保持していた一九三〇年代の日本の子どもたちの識字率の性格を考察する。

第二節では、資本主義の不況期における日本社会の構造変化と民衆意識の成長の過程を通史的に概観する。そして、綴方教師の出現とその組織、例えば、芦田恵之助の「随意

選題」綴方と恵雨会、小砂丘忠義と郷土社の経営、千葉春雄と全日本綴方倶楽部、北方教育社と北日本国語教育連盟などを考察する。

第三節では、かれら綴方教師によって行われた文章表現指導運動における「文化的文盲」と文盲克服のための教育実践の性格を、右記の芦田、小砂丘、千葉、北方性教育運動を中心として分析する。そのなかから現れてきた植民地朝鮮と日本人児童との連帯の芽の形成を探る。

第四章では、同一の統治原理に対抗していたことから生じた上記の二つの識字運動の当事者間に生じた連帯の芽生えとその限界を明らかにし、かつ、同一の統治原理に同じ目的で対抗した二つの運動であったにもかかわらず、その識字運動の方法に違いが生じた理由を考察し、あわせて、その将来の発展の可能性とそのあり方をのべる。

内外両識字運動のグループそれぞれにおける日朝関係認識の発展は、次のように整理できる。

第一節では、朝鮮人グループ側の識字運動と日朝連帯の試みを、上記の識字運動の推進グループを中心として探る。即ち、朝鮮日報社の場合、東亜日報社の場合、各キリスト教団体の場合、そして、朝鮮農民社の場合を検討し、それぞれの植民地民族や被抑圧民族との連帯の試みと可能性を追究してみる。

第二節では、綴方教師グループが日朝関係をどのように

認識し、連帯を試みていたかを追究する。芦田恵之助の、朝鮮総督府の朝鮮国語読本編輯過程にみられた植民地朝鮮に対する認識を追究する。綴方教師としての小砂丘は児童の文章表現指導過程で、朝鮮をどのように認識し、指導していたかを児童の作品を通して把握する。千葉系統の綴方教師が朝鮮で行った文章表現指導を、学級文集と雑誌『教育・国語教育』を通してさぐり、そこに現れている、日本語教育観と日朝関係意識を論じる。つぎに、北方性教育運動の過程で、「植民地以外に、この北日本ほど」と語られた東北日本の日常生活の中で子どもがどのように、植民地と自分の現実をみていたかを把握する。

最後に結語をのべる。本研究を通してあらためて認識できたことは、人格の自立と民族の解放にとって、言語問題がいかに避けがたい問題であったかということである。そのことのために、日朝両民衆教育運動家のリーダーたちは、いかに努力してきたことか。

通覧してみると、その言語問題へのとりくみ方は、日鮮両民衆のばあい大きな違いがみられた。朝鮮人のばあい、それは抑圧され、忘れ去られようとしていたことばをあらためて習得するというかたちをとった。それに対して日本人のばあいは、すでに修得していることばを、自己の生活表現を介してつくりかえるという性格を帯びるものになっていた。

次にこの二つの運動の連帯について検討してみると、ここにもちがいがみられる。朝鮮人にとっては、まず、民族全体としての独立が第一の課題であり、日本の内部にその連帯の手がかりをさがすことは次のことにならざるを得なかった。日本のばあい、知識人の次元ではこれが具体化し得たとしても、肝心の生活綴方運動の担い手だった人びとの次元でのことになる、手のとどきがたいところにある課題であり、どうしても抽象的な次元のことに終始してしまふことになった。運動は、そこまで成熟し得なかった。小学校の教師たち、とりわけ、地方無名の教師たちのばあい、現実の問題として、そこに大きな壁がよこたわっていたのである。

本研究でとりあげたのと同じような問題は、日本帝国主義と朝鮮との間だけでなく、さらに、日本帝国主義と中国やベトナムとの間にも、さらにその他のアジア諸国民との間にもあり、そこに通底する状況があった。今後は、この方面にも研究をすすめてゆきたいと考えている。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 識字運動の教育史的研究

一九二〇〜三〇年代の韓・日比較―

論文審査担当者

中	内	敏	夫
姜	徳	相	
関	啓	子	

本論文は一九二〇―一九三〇年代の朝鮮と日本で民間団体によっておこなわれたハンゲル普及・学習運動と生活綴方運動を両民族の自立と解放を主題とする識字運動の一形態とみる立場でとりあげ、その性格を教育史的に考察したものである。副題に「比較」とあるが、これは本題の歴史研究に比較考察の視点を一部加えたということとどまる。すなわち、論者によれば、本論文は、同時代の両国の識字率や両運動の識字教育としての水準の比較考察を試みたものではない。本論文は、近代日本が、その近代化過程に由来する必然の結果として、国外のみならず国内にも前者に準ずる「植民地」的状况をもつ地域をつくりだしたとの歴史認識を前提とする。そのうえで、この両地域に発生した母語の復権を主題とする前記二つの教育運動が、日本の帝国

主義政策という共通の敵対物と闘争しつつ、その主体の性格の違いと客観的条件の違いゆえに違った形態をとるものとなっていったその教育構造の違いと由来を考察したものである。さらに、このような違いがあり、かつ両主体の間には組織上のつながりはなかったが、それにもかかわらず、共通の敵対物に立ちむかっていたことに由来する連帯の下の地が、そこに、自然発生的に生じていたのではないかとの問題提起を試み、これを両運動の関連文書に探ろうとする。そして、あわせて、この連帯意識の拡大と顕在化をはばんだ歴史的條件についても考察する。このように論者はのべている。本論文の構成は以下のとおりである。

序章 本研究の研究課題と方法

第一章 日本帝国主義の言語教育政策

第一節 近代日本教育の統治構造と支配原理

1、政教一致原理

2、教育の二重構造

3、学校による日本社会の近代化

4、同化主義―日本帝国主義の特性―

第二節 日本国内の国語教育政策

1、「国語科」の成立過程

2、国定国語教科書と標準語政策

3、標準語政策と方言の抵抗

第三節 植民地朝鮮における日本語教育政策

1、韓日合併前の日本語教育政策

2、韓日合併後の日本語教育政策

第二章 植民地朝鮮における朝鮮人グループの識字教育運動

動

第一節 一九二〇～一九三〇年代の朝鮮人の就学率・識字率とその性格

一九二〇～一九三〇年代の朝鮮人の就学率・識字率とその性格

1、一九二〇～一九三〇年代の朝鮮人の就学率

2、識字率とその性格

第二節 植民地朝鮮における識字教育運動の背景とその性格

一九二〇～一九三〇年代における植民地朝鮮社会と朝鮮民族の意識成長

1、一九二〇～一九三〇年代における植民地朝鮮社会と朝鮮民族の意識成長

2、日本帝国主義に対する教育抵抗と識字運動の台頭

第三節 朝鮮語(ハングル)の普及と識字運動の教育実践

朝鮮日報社のハングル普及による識字運動

1、朝鮮日報社のハングル普及による識字運動

2、東亜日報社のハングル普及による識字運動

3、キリスト教団体のハングル普及運動

4、朝鮮農民社の識字教育運動

第三章 日本国内の民間の識字教育運動

第一節 一九二〇～一九三〇年代の日本人の就学率・識字率とその性格

1、一九三〇年代にいたる統計的概要

2、識字率とその性格

第二節 綴方教師の誕生と問題提起

1、一九二〇～一九三〇年代日本社会の構造変化と民衆意識の成長

綴方教師の出現とその組織

2、綴方教師の出現とその組織

(1) 芦田恵之助の「随意選題」綴方と恵雨会

(2) 小砂丘忠義の綴方運動と郷土社の経営

(3) 千葉春雄と全日本綴方倶楽部

(4) 北方教育社と北日本国語教育連盟

3、識字とその性格に関する認識と問題提起

第三節 文章表現指導運動における「文化的文盲」と文盲克服の教育実践

芦田恵之助の文章表現指導の教育実践

1、芦田恵之助の文章表現指導の教育実践

2、小砂丘忠義の文章表現指導の教育実践

3、北方性教育運動と識字教育の実践

第四章 内外両識字運動グループそれぞれにおける韓・日関係認識の発展

朝鮮人グループ側の識字運動と韓・日連帯の試み

1、朝鮮人グループ側の識字運動と韓・日連帯の試み

(1) 朝鮮日報社の場合

(2) 東亜日報社の場合

(3) キリスト教団体の場合

(4) 朝鮮農民社の場合

2、綴方教師のグループに現れた朝鮮と日本関係認識

(1) 芦田恵之助と恵雨会の場合

(2) 小砂丘忠義の朝鮮認識

(3) 千葉春雄の朝鮮における文集活動による日本語教育と朝鮮と日本関係認識

(4) 北方性綴方教師グループにみられる学級集団の「協同」組織と民族・民衆解放のための連帯意識形成

結語

各章・節の内容は次の通りである。

序章では、前記のような本論文の「研究課題と方法」がつぎのように示される。

論者は、ここにいう「識字」(literacy)とは、読み書きの能力を指し、識字学習とは、ポジチブには、生きている言語を習得し、理解して、自分のおかれている現実をありのままに認識し、かつ自己を豊かに表現できるようになる過程と規定する。こうして、本研究は、言語の習得が、教育活動のひとつく課題とするところの人間の、階級及び民族のそれぞれに即しての自立にとって、深部の契機をなすものである点に着目して行われることになるが、識字学習は、じつは以上の意味につきるものではない。言語の習得が国家による人民統治や植民地支配といった文脈で行われ

る時、この識字は、かえって人びとの精神の自由を束縛し、異民族支配の象徴暴力に転じてしまう。じつさいのところ、識字学習の歴史はこの自由を奪う側と奪われる側との闘争の歴史であったと言っても過言ではあるまい。「韓日」両人民は、ひとしく天皇制国家の支配下にありながら、この自由と解放のための運動をそれぞれにいろいろなかたちで行ってきたのである。そのひとつが日本帝国主義下での地方の小学校教師たちのボランタリーな教育としての性格をもつ生活綴方運動であり、他方では、朝鮮における朝鮮人の手によるハンゲル学習運動であったとする。

これらの運動のひろがりのなかで、日本人児童は、植民地朝鮮をもっていたこの国家と社会をどのように理解し、そこでの自分の生活をどのように表現しようとしたか。また、植民地朝鮮の児童は、自己自身の体験をどのように表現し、どう行動しようとしたか。その異同と両国の人民の顕在、潜在の連帯関係のひろがりを考察したい、と論者はのべる。

このように課題と方法を設定したうえで、第一章では、近代日本の言語教育政策の一環としておこなわれた日本国内の国語教育政策と植民地朝鮮における日本語普及政策の性格を明らかにしようとする。

第一節では、近代日本教育の統治構造と支配原理の特徴が次の四点にまとめられている。

第一に、明治維新によって国民国家をつくりだそうとした日本は、前近代的で封建的な政教一致をその国家統治の基本原理として打ち出した。この政教一致原理は、勅令主義の教育行政や教育勅語に典型的にみられる。第二に、天皇制絶対主義国家教育政策の一環として、教育の二重構造化が打ち出された。天皇の絶対性を主張しながら、その支配下で四民平等のイデオロギーを注入するために、「一君万民」主義思想を打ち出し、幕藩期以来の身分別教育を撤廃しようとした。これは対外的危機に対する国民思想統一の一方策であった。こうした思想は初等教育の教科書に具体化されたが、しかし、じつさいには、小学校と大学の間「教育と学問の区別」がもちこまれ、教育の二重構造がつくりあげられた。前者が国民教化機関としての初等義務教育であり、一方、後者は国家のエリート階層向けのリベラルな少数教育であった。第三に、日本の近代化の目標は、西欧文明国家に追い付くことにあった。学校は、こうした日本の近代化のために働き、近代化へ向かって発展してゆくなかで要求されてくる知識の再生産の場となる。二〇〇三〇年代期には児童の就学率は一〇〇%近くに到達し、学校は日本社会の近代化の中核的機関となった。第四に、近代日本の天皇制絶対主義国家は、朝鮮をはじめ、アジア諸国を占領し、天皇制イデオロギーを日本国内だけではなく、植民地諸国にも注入したが、その原理は同化主義であ

った。同化主義の内容は、日本語の強制、日本の歴史・文化・風習の注入、労働者養成のための初等教育であったことが考察される。

第二節では、日本国内の国語教育政策があつかわれる。

日本人の生活語が標準語ないし国家語になるまでの過程に言及し、「国語科」の成立過程、国定国語教科書と標準語政策を明らかにしようとする。そして、生活語が「方言」化され、標準語に対立するものになってゆく過程を追究する。

第三節では、日本が朝鮮を統治するさいにおこなった日本語普及政策の実施過程を追究する。第一に、韓日併合前、日本政府は、朝鮮に一九〇五年と一九〇六年、学部と統監府をそれぞれ設けた。そのころ朝鮮に日本語を普及させるためにおこなわれた教育政策が考察される。第二に、日本政府は、一九一〇年八月、朝鮮を併合し、朝鮮総督府を設け、植民地化した。朝鮮総督府は、一九一一年八月の第一次「朝鮮教育令」をはじめ、敗戦まで四回にわたって教育令を頒布した。この教育令に基づいて、朝鮮民族を日本帝国主義の臣民と化す皇民化政策を強行した。そのうちのひとつが、日本語普及政策であった。この韓日併合後の日本語普及過程が考察される。

以上の、とりわけ第一節、第二節にのべられている日本政府の教育政策についての考察は、ほぼ先行研究皆無というものではなく、したがって、論者の独創になるものばか

りではない。論者の独自の考察が示されるのは、次章以下である。

第二章では、朝鮮人グループが行なったハングル普及運動を植民地朝鮮における識字の教育実践として把握し、朝鮮の民衆教育運動としてのその歴史的品格を究明する。この時期は、朝鮮末期に起きた愛国啓蒙運動の延長線上に生じていた教育運動が、日本統治によって挫折させられ、朝鮮人児童の就学率と識字率が低くなる時期でもあった。識字教育の、自己認識、自己発見、自己解放、自立、そして、民族の解放という一連のかたちでの展開過程が分析される。本題にはいる前に、第一節では、予備的作業として一九二〇～一九三〇年代の朝鮮人の就学率・識字率とその品格が考察され、そして、植民地公教育下での朝鮮民衆のインフォーマルな教育機関としての書堂の重要性和識字率の低下の原因が究明される。

第二節では、植民地朝鮮における識字教育運動の背景とその品格を、植民地朝鮮社会の民族意識の成長過程と日本帝国主義に対する教育抵抗、識字要求の台頭などにわたって明らかにする。植民地教育政策に由来する教育矛盾への抵抗としておこった同盟休校や光州学生運動にもふれる。

第三節では、各グループの識字運動の教育実践が分析される。とりあげられているのは、朝鮮日報社の文字普及運動、東亜日報社のフ・ナロード運動、各キリスト教団体の

ハングル普及運動、そして、朝鮮農民社の農民夜学運動である。この各グループの教育運動は名称や動機が異なっているが、これが、朝鮮民族の解放運動の一形態であったという点では同じである。これらの教育運動が、朝鮮の近代化と民族の解放を目指す朝鮮民族の教育抵抗運動として朝鮮で自生したものであることが明らかにされる。

第三章では、綴方教師のしごとが、日本の子どもの心身の解放運動としての品格をもっていたことを、同時代の民間雑誌、文集、個人文庫等に残されていた関係教師の指導記録、子どもの作品などを史料にして分析される。これらのひとりが「植民地」に準ずる地帯とよんだ日本の地方農村地域に発生したこの「生活語」による文章表現指導をとりあげ、それがもっていた識字運動の一つのかたちとしての側面が考察される。本研究の対象とする一九二〇～一九三〇年代の日本の子どもの就学率と識字率はともに高かったが、そこには、「文化的文盲」ともいふべき品格がみられた。同時代の日本の子どもの間にひろくみられたこの学力の病態にとりくみ、現実をありのままに認識し表現できる能力を子どもにつけさせようとした綴方教師たちのしごとと歴史を、論者は次のように明らかにする。

第一節では、予備的作業として高い就学率を保持していたとされる一九三〇年代の日本の子どもの識字率の高さの品格が考察される。

第二節では、資本主義が危機的状況を呈するこの期の日本社会の構造変化と民衆意識の成長の過程を歴史的に概観する。そして、そのなかから現れてくる綴方教師の組織である芦田恵之助の「随意選題」綴方と恵雨会、小砂丘忠義の郷土社、千葉春雄の全日本綴方倶楽部、北方教育社と北日本国語教育連盟などが考察される。

第三節では、かれら綴方教師によって行われた文章表現指導と文集交換、そして生活指導の教育実践の性格を、それぞれの集団別に分析する。そして、そのなかから現れてきた植民地朝鮮と日本人児童との連帯の芽の形成を探る。

第四章では、同一の統治主体とその原理に対抗していたことから生じた上記の二つの識字運動の当事者間に生じた連帯の芽生えとその限界を明らかにし、かつ、同一の統治主体に同じ目的で抵抗した二つの運動であったにもかかわらず、その識字運動の方法に違いが生じた理由を考察する。論者は、両識字運動グループそれぞれにおける「朝鮮と日本関係」認識の発展を、次のような手順で考察する。

第一節では、朝鮮人グループ側の識字運動と「韓日連帯」の試みを、上記の識字運動の推進グループを中心として探る。即ち、朝鮮日報社の場合、東亜日報社の場合、各キリスト教団体の場合、そして、朝鮮農民社の場合を検討し、それぞれの植民地民族や被抑圧民族との連帯の試みと可能性を追究する。

第二節では、綴方教師グループが「朝鮮と日本関係」をどのように認識し、連帯を試みていたかを追究する。芦田恵之助の、朝鮮総督府の朝鮮国語読本編輯過程で現れた植民地朝鮮に対する認識の発展を追究する。ついで、綴方教師としての小砂丘が子どもの文章表現指導過程で、朝鮮をどのように認識し、指導していたかを、子どもの作品とこれに加えられたかれの批評文を史料にして明らかにする。

さらに、千葉春雄の全日本綴方倶楽部に属する綴方教師が朝鮮で行った文章表現指導を、各地、各学校の学級文集と雑誌『教育・国語教育』を通して探り、そこに現れている、日本語教育観と日鮮関係意識を論じる。また、北方性教育運動の過程で、「植民地以外に、この北日本ほど」と語られた東北日本の日常生活の中で、子どもがどのように、植民地と自分の現実をみていたかを明らかにする。

「結語」として、論者は、本研究を通してあらためて確認できたことは、人格の自立と民族の解放にとって、言語問題がいかに避けたい問題であったかということであるとのべている。そして、つづけて、通覧してみると、その言語問題へのとりくみ方は、「韓日」両民衆のばあい大きな違いがみられた。朝鮮人の場合、それは抑圧され、忘れ去られようとしていたことばをあらためて習得するというかたちをとった。それに対して日本人の場合は、すでに修得していることばを、自己の生活表現を介してつくりかえらる

いう性格を帯びるものになっていた、とのべている。また、二つの運動の連帯について検討してみると、ここにも違いがみられる、とする。朝鮮人にとっては、まず、民族全体としての政治的独立が第一の課題であり、日本の内部に教育の次元での連帯の手がかりをさがすことは次のことにならざるを得なかった。また、日本の場合、行政や経済、政治などの選良層の次元ではこれが具体化し得たとしても、肝心の生活綴方運動の担い手だった地方無名、無位の公立小学校のしかも傍系教員層での次元でのことになると、手のとどぎがたいところにある課題であり、どうしても抽象的な次元のことに終始してしまうことになった。官検の監視下におかれていたということもあって、運動はそこまで成熟し得なかった。かれらの場合、現実の問題として、そこに大きな壁がよこたわっていたのである。

以上が本論文の要旨である。

次に、本論文のメリットをあげよう。

その第一は、日本帝国主義の朝鮮における日本語教育政策を統監府時代にまでさかのぼって追求し、史料に即してその「皇民化」政策の尖兵としての性格を系統的にあきらかにしている点である。

その第二は、植民地下でのハングル識字運動を朝鮮教育史の全体の流れのなかで体系的に解明して位置づけ、これが、植民地支配によって生じた民族矛盾解決の大きい前提

であることを明らかにした点である。ハングル識字運動の、このような体系的な解明は本論文のはじめてなしたところである。

その三は、生活綴方運動の民族運動に対してもつていた歴史的意義と役割を、植民地問題との関連ではじめて体系的に明らかにしようとした点である。

その四は、両識字運動に参加した子どもたちの文章表現作品を史料にすることによって、文化・教育運動の性格を、アウト・プットの次元であきらかにした点である。従来、この種の研究は、これを意図した側からの、すなわちイン・プットとしての次元の研究に終止するむきがあった。そのため、当事者が、大人ではなく、発達の助成的介入者を介して歴史的現実と向き合っている子どもであるという、教育史的考察にとって欠くことのできない視点が欠落しがちであった。本論文は、子どもたちの作品集という新史料の発見と活用によってこのアポリアをぬける可能性を示している。

第五に、概念装置の問題である。本研究を特色づけている植民地に準ずる地域を日本国内にみる視点や「文化的文盲」などの概念装置は、必ずしも論者の独創になるものではない。それらは、先行する生活綴方の研究者、さらには運動の当事者自身によってすでに共有されてきていたものであった。論者の創見は、右記両者を、それぞれ「植民地」、「文盲」の両概念と組みあわせて歴史過程の分析概念

として使用し、教育史研究のパラダイムに新しい知見を加えようとした点にある。この概念装置を使って、論者は、日本帝国主義支配下でのハンゲル識字運動の歴史過程の解明という朝鮮教育史上本格的には未着手の領域をあきらかにしただけでなく、日本の生活綴方運動研究史上その存在を従前だれも解明することのなかった綴方教師の植民地朝鮮問題との取り組みの実態を精細に明らかにし、かつ、両者をひとつの連関のなかでとらえようとした。この点は本論文の創見である。しかし、同時に、この概念装置に問題がないわけでもないことを付記しておかねばならぬ。両地域は、外見上似たようにみえても、日本帝国主義の支配による一方は民族矛盾、他方は階級矛盾という性格のちがう矛盾の所産ともみることのできるからである。

本論文に、若干の弱点がないわけではない。その第一は、日本政府の朝鮮教育の同化過程の分析にみられる弱点である。すなわち、日本政府の同化政策の展開は、朝鮮近代教育の内在的發展の様態ないし段階との関係で考察してはじめてその本質があらわになるものであるが、論者にはこの視点が弱く、ばあいによっては両者が並列されているにとどまる。

その二は、比較という方法にかかわる問題である。本文の方法に「比較」という視点が加えられていることについては前述のところであるが、歴史分析の視点のひとつであるにしても、この方法の有効性なり従来のその弱点なりについて、もうすこしふみこんで、これを自覚的に吟味する必要があったと思われる。新しいその方法を提起するなら、比較教育学なり比較教育史それぞれの研究史上で従来提起され採用されてきた比較という方法の主たるものについてその有効、無効を論ずるところがあれば、この研究分野に資するところ大であつただろう。しかるに論者には、このことの意味が意識されていないのは残念である。

以上のような弱点はあるが、本論文が、斬新な視角と膨大な史・資料をあまねく使用し、教育史研究に、弱点をうわまわる新たな成果を加えたものであることは疑うべくもない。よって審査員一同は、本論文が、一橋大学博士(社会学)の学位を授与するにふさわしいものであると判断する。

一九九二年五月二七日

〔博士論文要旨〕

『東南欧農民運動史の研究』概要

本書の研究テーマは東南ヨーロッパの農民運動である。

そもそもポーランドやユーゴでみられたように、社会主義の農業においても個人的経営が集団経営と共存していた。

そこで現代社会主義は歴史的継続性、農民的伝統という点から見直す必要がある、と考えた。こうして歴史的にみた場合、東南欧ではながらく農民が人口の大半を占め、農民運動が全人民を代弁するものとされ、第二次世界大戦まで最も強力な社会運動であった。著者は、この運動を、階級のおよび民族的のふたつの側面から分析するよう試みた。

内容の大筋の展開としては、まず第一章で東南欧の伝統的共同体を経済単位として、また他民族支配に対抗する者として歴史上位置づけた。そして一九世紀末の共同体崩壊をクロアチア内部の階層分離と他民族への対応という二重

の視点から検討している。

つぎに第二章で、二〇世紀初頭に興隆した農民運動を東欧的ポピュリズムの運動として検討し、その成功と失敗をナショナリズムと関係づけて説明を試みた。

そして第三に、ポピュリスト経済学者ビチャニツチの活動を通して大恐慌以後の農民運動の復興とその歴史的意味を検討した。言い換えると、農民を中心とする民衆のヘゲモニーが、第二次大戦下のレジスタンス運動のなかで一定の変化を見せながらも生き残り、それがいかに戦後の集団化や工業優先策への抵抗力となっていたかを、あきらかにした。

このような論旨について、以下各章ごとに問題を抽出することにしたい。

越 村 勲

一 南スラヴの民衆と大家族共同体ザドルガ

1、ザドルガ研究史の諸問題

ザドルガについては、一九世紀にまず西欧の側から注目され、のちに南スラヴの側で研究がすすめられた。これらの研究は、まず、ザドルガの所有形態と血縁関係のいずれに注目するかで立場が分れる。つぎに各研究をとりまく歴史状況などに影響されながら、ザドルガを普遍的所有形態の過渡的形態とみるかあるいは南スラヴ固有の形態とみるかによって解釈は二分される。勿論本研究では発展段階説はとらないし、南スラヴのバルカン移住以前にザドルガが存在したという説にしても憶説以上の意味を見出さない。ザドルガ解釈の第三派は、ザドルガが中世の税政などに対応するために形成または維持された、とする立場である。このうち、とくにノヴァコヴィッチの説が注目に値する。かれは、ザドルガの形成はビザンツさらにセルビア王によってうけつがれた税制度、家ごとの煙突について税を徴収する制度と関係がある、という。のちにトルコの時代も家ごとの煙突税の支払いがつづけられた、とも。この考えを受け入れたバイスケルは、「小ザドルガ」は中世セルビア国家で発生し、「大ザドルガ」は、オスマン・トルコの時代に、それがより適した形態であったためにつくりだされたとした。この二説は、一定説得力をもつが、しかし、ビザ

ンツともトルコとも関係のないクロアチアでなぜザドルガが形成乃至維持されたか、という問題が残る。

中世セルビアのザドルガについては、ノヴァコヴィッチ以来の理論的考察に加え、近年はアメリカの社会学者によってより実証的な研究がすすめられている。とくに七二年のハンメルの研究は、ザドルガは柔軟な「過程」であり、居住集団の最大規模を規定するような種々の制約にたいする法則的反応である、としている。そして具体的な制約条件として、牧畜生活に伴う分離の必要や土地の貧しさ、戦役からの逃避あるいは国策そのものによる分割奨励などの要因をあげている。

社会学者マンデイチは一九五〇年代前半ザドルガに関する労作を発表したが、そのうち中世クロアチアのザドルガと胞族についての分析は、資料の緻密な分析のうえに意欲的な説をたてている。それによれば、中世クロアチアでは先進地域ではザドルガが分解し、より大規模の経済・血縁単位である胞族が形成され、そのなかから次第に支配的貴族層が形成され、一方後進地域ではザドルガが存続しその過程で一部に名士層が台頭してくる。(そして貴族と地方名士層が国家制度をめぐって対立するようになった、とマンデイチは述べている。)

2、ザドルガの崩壊と名望家支配
ザドルガの形成と崩壊は、経済的、政治的、民俗的その

他の要因の組み合わせによるものである。一方ザドルガ崩壊の具体的な過程は、南スラヴ諸地域の近代化や近代化をめぐる社会勢力の相互関係の反映であった。まずクロアチアの場合は、崩壊の時期が支配的異民族の交代によるザドルガ政策の変更と重なった。そのため、ザドルガ崩壊後の農民問題は新しい支配民族であるハンガリーにたいする民族問題と関係づけて論じられた。そして農民運動の中では、ザドルガに代わる協同組合が民族の経済的自立の機関とも位置づけられることが多かった。

一九世紀前半の反トルコ闘争のなかでザドルガが「抵抗の砦」とみなされたセルビアでは、一九世紀後半の社会運動のなかでザドルガは新しい社会の基礎とも位置づけられた。しかし、一九世紀末独立国家が形成されると、新しい支配層は所有の最小規模を定めて農民の窮乏化を防ぐかわら、ザドルガよりもむしろ協同組合を奨励し急速な「近代化」を押し進めた。

ブルガリアでは、一部の都市が近代化していたのにたいして農村では旧来の支配体制が維持され、その大枠のなかでザドルガの崩壊が進んだ。人民派指導層が農村に注目しだすのも既にザドルガが崩壊した後であった。

3、ザドルガの抵抗とハイドウクの反抗

ザドルガは農民たちにとって生活形態の理想像として永らく規範的な役割を持っていた。父系血縁にもとづく経済

単位が崩壊した場合も、とくにセルビア人の間では家族神を中心とする精神単位が維持された。こうして南スラヴの地域では、ザドルガは異民族支配に抵抗して自らの文化を守る砦としての意味をもっていた。一方、東南欧の山岳部で活動した義賊ハイドウクは異民族支配に対する反抗のシンボルであった。総じてこうした精神風土をいわゆる「バルカンの革命的伝統」とみることができよう。南スラヴの個別地域における近代化の問題は、東南欧に共通する歴史過程とも関係づけてみる必要がある。

二 東南欧ポピュリズムの思想と運動

1、東南欧のポピュリズムとナショナリズム

ギツァ・ヨネスクの区分によれば、ポピュリズムはまず第一に古い共同体を重視し、社会主義の共同体へ発展させようとする。つぎにそれは、知識人の指導性を主張し、さらに旧制度の粉砕が不可欠とみる。他方農民主義は、個人農を社会の範とし、その社会的解放を民族的解放と結び付ける。変革の道筋については、ヘゲモニーの掌握で足りるとみなす。この概念区分と後述する段階区分は、東南欧ポピュリズムの特徴把握にとって、きわめて重要な方法である。

一方この分析も、図式化されないよう注意する必要がある。その点でジャクソン・ジュニアは、ポピュリズムと農

民主主義は、東欧の農民運動のなかで一体となっており、様々な要因の組み合わせによって個々の農民運動の特徴がつくられるとみた。この説からすれば、クロアチアの農民運動は、民族指導層が脆弱ななかで、農民たちが異民族支配に対抗した、一九〇三―四年の農民蜂起を契機に形成されたものであり、当初から社会的解放と民族的解放が結合された運動であった。

2、アントウン・ラディッチにおける二つのナロード

このようなクロアチア農民運動は、ラディッチ兄弟によって本格的に開始された。そのうち兄のアントウン・ラディッチは、クロアチア農民運動の思想の基礎を築いた。かれは、ナロードという概念についても、社会的な意味と民族的な意味との二重の意味で使っている。まず社会的にみていくと、社会の分化によって一部の富裕層が遊離し、庶民と区別されるようになる。そしてこの庶民と農民はほぼ同義とされる。つぎに民族的な意味では、富裕層の文化は異文化たるギリシア・ローマ文化であるのに対し、農民文化こそが民族文化である、とアントウンは考えていたのである。

3、スチェパン・ラディッチの農民革命

弟のスチェパンは、青年期いくつかの段階をへて、独自の民族思想を形成していく。

かれは大学生となった頃、反ハンガリーの民族主義運動

の先頭に立っていく。一八九五年当時、多くの青年たちがこの運動に加わっていたが、そのなかでスチェパンはロシアを冠とする全スラヴの連帯の主張においてきわだった。そもそもスチェパンのロシアとの出会いは、少年時代に兄アントウンからトルストイの民話を語り聞かされ深い感銘を受けたことに始まったのであり、兄弟は終生、全スラヴの精神的・文化的連帯の理想を共有する。二人は、反教権主義の立場から、カトリックと正教の教会間の対立も解消可能なものと考えていた。

しかしスラヴの連帯について、スチェパンは次第に、精神的統一と政治的連邦を区別するようになる。スラヴ諸民族には各々政治的意識が育っている以上、単一国家に統一すべきではない、というのである。かれは、スラヴ諸民族は世界全体を相手にする場合に外政上ひとつになっても、それ以外では相互に対等な連邦の範囲をこえるべきではない、と強調した。こうして、スチェパンは、全スラヴの精神的連帯と各民族の政治的自治という二重の構図を描くのである。

スチェパンとは対照的に、セルビアの運動家パシッチの場合、国家としての独立、西欧との区別に力点を置いた。だが両者の差異は歴史状況によって増幅されたともいえる。一八七〇年代半ばまで、パシッチは国家を共同体の連合とみなし、共同体こそスラヴ世界の神髄であると考えていた。

また隣接するブルガリアとの同盟やドナウ流域諸民族の連邦化を唱えている。(この時点のパンシッチをポピュリストとみる研究もある)。しかし、ベルリン会議以後の国際関係のなかで、議会の重視や資本主義化によるセルビア国家の「近代化」という方向をとるようになる。九一年パンシッチは首相となった。これ以後かれは、親ロシアの立場を守りつづけたが、このときロシアの庇護の南下スラヴを統一すべきだと考えている。そしてこの統一について、カトリック・クロアチアよりも正教セルビアの方がドイツなど「西方」の支配に対抗しようとして、セルビアの優越性を主張したのである。

クロアチア農民革命のリーダーとなったスチエパンは、二三年七月、中央政府との国家統一に関する交渉を一切拒否することを宣言。ついに官憲の手が伸びたことを知り、ザグレブを離れた。八月ロンドンに到着したかれは、イギリス議会上に働きかけたが、クロアチアの共和化と独立への支持は得られなかった。バルカンの「安定」が望まれていた。かれは、ブルガリアの九月蜂起以後ソヴェトがベオグラード政府の軍国主義を警戒していると聞き、ソヴェト・ロシアに希望をつなぐ。モスクワでは、クロアチア農民党の将来構想はチエコの山々からアドリア海にわたる農民主義的アドリア・ドナウ国家連合の樹立にあると表明しながら、農民インターナショナルに加盟した。しかし、直接的

には革命路線を採るか否かの対立により、また根底では當時のソヴェトの農民重視が形式的にすぎなかったことにより、スチエパンは失意を抱いて帰国することになった。

スチエパンを待ちうけていたのは、反共法違反を名目とする、投獄であった。このとき、かれに共和主義の放棄か終身刑かの選択をせまったのが、パンシッチであった。当時パンシッチは、「一つの」民族においては多数決は当然であるとし、またクロアチアの共和化要求も外部の影響にすぎない、と強弁していた。そしてラディッチは、共和主義の放棄を選ぶのであるが、これより多くの農民支持者を失うことになった。

三 クロアチアのネオ・ポピュリズムと知識人

1、大恐慌以後のユーゴスラヴィアにおける農民の状態と農民運動の復活

農業恐慌はユーゴ農村に深刻な打撃をあたえた。そして、この中から農民自身による自発的な組織化がすすみ、それは独特の協同組合運動に発展していった。この動きに呼応して、新しい知識人のポピュリズム運動が生まれた。前述のヨネスクは、このような傾向をネオ・ポピュリズムと規定している。それによると、第一次世界大戦と農民の急進化を契機として土地改革と普通選挙制度が導入され農民政党が台頭してくると、東欧の農民運動は第二の段階に入っ

た。農民政党は専ら農民の利益を代弁し、農民のための権力を確立しようとする階級政党となった。ヨネスクは、それを特定の階級の政党となることは好まない、ポピュリズムからの遊離である、と考える。しかし第三の時期には、このような農民政党の運動も崩壊する。議会主義を背景としていた農民政党の権威は、国王など独裁者の登場や、大恐慌の波及とともに失墜するからである。この点ヨネスクは、政党政治のもとで農民の要求が必ずしも反映されなかったこと、また農民の経済的組織化もすまなかったことなどを要因としてあげている。一方ポピュリズムは、苦境に陥った東欧社会の近代化にとって農民主義よりも有効であった。そしてヨネスクは、第四の段階にポピュリズムがネオ・ポピュリズムとして復活したとみなす。

2、協同組合、「経済同盟」の形成と「農民国家」の思想
クロアチアのネオ・ポピュリズムは、知識人の指導ではなく農民の自発性を重視する『経済同盟』の運動理念に、その特徴をみることができる。『経済同盟』の幹部であったルドルフ・ビチャニッチは、農民の共同体から協同組合、そして農民がヘゲモニーをもつ国家、さらに東欧農業国との連邦を主張した。この主張は「農民の国家」の思想と呼ばれるが、それはラディッチ兄弟の思想の継承・発展とみることができる。

3、クロアチアのネオ・ポピュリズムとフェデラリズム

ビチャニッチは、第二次大戦中亡命地のロンドンで、東欧農業国連邦の運動に参加していく。ところでヨネスクは、労働者と農民の同盟を人民とみるか、民族共同体そのものを人民と呼ぶかによって、ネオ・ポピュリズムは共産主義へ、あるいはまたファシズムに傾いた、と分析した。ビチャニッチの場合をみると、農民のヘゲモニーが確立されるかぎり、労働者との協力は当初から容易なものであったのであり、さらにフェデラリズムという要因によって、かれは共産党主導のバルチザンとも協力に向かったのである。ただしこの協力も、祖国解放の大目標が存在し、労農同盟の大前提が守られる限りでのことであった。

結章 東南欧史における連続と不連続

クロアチアの農民運動の場合、当初からポピュリズムは農民主義と表裏一体をなしつつ、活発な運動が維持された。農民主義が最初に前面に出るのは、スチェパン・ラディッチの死前後の一九二〇年代後半であったが、一九三〇年代後半以後のネオ・ポピュリズムにしても、農民主義の要素を拭い去ったわけではなく、変化は継続をともなっている。たしかにヨネスクの段階区分どおり、第二次大戦をへてビチャニッチは農民ヘゲモニーの旗をおろし、農民と労働者の同盟を人民と呼ぶようになった。しかし、ビチャニッチの思想全体にとりわけ大きな変化があったと思われない。

かれにとつては、労働者と農民の区別に特別な意味はなかった。一方ユーゴ労働者も大半が、戦後も農村や農業とのつながりを断ち切らなかった。とくに生活や意識のうえでは、農民・労働者とも呼び得たのである。つぎに民族解放の思想としての農民主義は、戦後のビチャニツチにも堅持された。ユーゴ社会主義が、まがりなりにも、民族の平等を表向き国是とし、かれはこの原則を徹底させようとする立場をまもりつづけた。かれの例によれば、ネオ・ポピュリズムも、農民主義の痕跡をとどめずにはおかなかったのである。

一見すると、戦後ユーゴの民族関係は第二次大戦前とは異なるように見えた。レデラーなども、ユーゴの民族的モザイクは固定したものとみなした。しかし「民族的偏見主義」の要素は消えたというかれの楽観を、最近の紛争は打ち消そうとしている。イギリスの歴史家オーキーの言葉によれば、「たしかに、ナシヨナリズムは、社会的・経済的福祉の観念が民族的主権の自由な行使と結合されたときには、眠りこむ」だろうが、「まだ多くの人々は、そのややこしい過去にあまりにも強い関心を抱いている」のである。また社会主義自体、民族運動をとりこもうとして、みずから変化してきたことも歴史の「継続」とみることができ。そしてユーゴの場合、共産主義者がバルチザン闘争のなかで約束した筈の民族自決の原則が、いま履行をせまられてい

るといえよう。ただし、個々の運動がこのように主張する一方で、東南欧地域全体が、いわゆる世界システムの中で、一つの単位を形づくってきた事実も見落とすべきではない。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目 『東南欧農民運動史の研究』 概要

論文審査担当者

油井大三郎
土肥恒之
加藤哲郎

わが国の東南欧史研究は、西欧史研究に比べ歴史が浅く、研究者の層も薄い。本論文が扱うユーゴスラヴィアについていえば、いっそう研究者が限られ、しかもいわゆる社会主義研究が主流であった。本論文は、ユーゴスラヴィア、とりわけクロアチアの農民運動を、東南欧ポピュリズム運動の一環として扱い、その指導者であったラディッチ兄弟とルドルフ・ビチャニツチの思想を縦糸に、南スラヴの大家族共同体ザドルガ解体に発する農村共同体と農民文化の変容を横糸にして、現地で採集した第一次史資料をもとに、

詳細に扱ったものである。以下にその構成を示しておく
(頁は、多賀出版刊、一九九〇年)。

序章

第1章 南スラヴの民衆と大家族共同体ザドルガ

第1節 ザドルガ研究史の諸問題

第2節 ザドルガの崩壊と名望家支配

第3節 ザドルガの抵抗とハイドウクの反抗

第2章 東南欧ポピュリズムの思想と行動

第1節 東南欧のポピュリズムとナシヨナリズム

第2節 アントウン・ラディッチにおける二つのナロ

ード

第3節 スチュバン・ラディッチの農民革命

第3章 クロアチアのネオ・ポピュリズムと知識人

—— ルドルフ・ビチャニッチの思想と生涯

第1節 大恐慌以後のユーゴスラヴィアにおける農民

の状態と農民運動の復活

第2節 協同組合「経済同盟」の形成と「農民の国家」

の思想

第3節 クロアチアのネオ・ポピュリズムとフェデラ

リズム

結章 東南欧史における「連続」と「非連続」

本論文には、この他、論文全体の英文の要約である

“The Peasant Movement in South-Eastern Europe”

Continuity of Popular Movement in Socialist Periphery”
が付されており、この英文サブ・タイトル「社会主義周辺
国における民衆運動の継続性」が、本論文での著者の主張
を端的に表現するものである。以下章を追って本論文を紹
介・検討する。

序章で、著者は、本論文の課題と視角を設定する。一つ
は、一九八九年以来の東南欧の激動を「ポピュラー・プロ
テスト」ととらえ、これをアジアとヨーロッパのはざまで
ある東南欧地域における歴史の連続性において見る視角で
ある。そのなかでユーゴスラヴィアは、第二次世界大戦
後にソ連軍に解放されソ連邦の強い影響下に社会主義建設
を強いられた東欧諸国とは異なり、バルチザン闘争のなか
からいわゆる人民民主主義国家を形成し、非同盟外交、緩
やかな連邦制、経済・政治の自主管理制度をもつ社会主義
著者の表現では「自前の」社会主義を形成した。バルチザ
ン闘争の英雄ティトーや理論的指導者カルデリの死後、国
内の経済危機と民族対立が激化し連邦は崩壊したが、著者
はこれを「一九世紀以来の民衆民族運動が、一九八〇年
代の経済危機を契機として、再び反抗を開始した」とみな
す。そこで、一九世紀にさかのぼり、クロアチアを中心と
した農民運動の歴史的役割を改めて検討し、その指導的知
識人であったラディッチ兄弟や、戦間・戦中期の左派農民
運動イデオログで、戦後は共産主義者同盟から一線を画

しザグレブ大学経済学部教授として生涯を終えたビチャニツチと農民運動・民衆運動・ナシヨナリズムの関わりを検討するという方法をとる。いわば、思想史と運動史を交錯させながら、「ポピュリズム（人民主義・民衆主義）」の概念で、東南欧史の連続性を示そうとする。

なお、著者がこの研究を進めたのは、いまだユーゴスラヴィアの連邦制が維持され、経済危機や民族対立も今日のような形ではなかった一九七七年から八三年のザグレブ大学はかへの留学期間であった。本書の原型となった論文も、一九八三—八七年にかけて『スラヴ研究』『東欧史研究』『橋論叢』に発表されたものであるが、本書の内容は、その後の事態の変化で有効性を失っていないばかりか、ユーゴスラヴィアにおけるクロアチアの特異性を詳細に析出することにより、セルビア主導のユーゴスラヴィア連邦からのクロアチア、スロヴェニアの独立という今日の事態を、ある意味では予見したものとなっている。

第一章は、オスマン・トルコ以前の東南欧地域の歴史発展を「土着的革新」の観点から検討する。「土着的革新」とは、近年日本の東欧史研究で用いられ始めた「農民共同体がその時々々の収奪や規制の強化に対して適応能力を示すこと」である。その具体例を南スラヴのザドルガ共同体に求め、共同体の崩壊にたいする近代指導層の態度と支配形成の特徴を論じ、それとの対抗での民衆の「革命的伝統」と

ポピュリズムの形成を扱う。ザドルガとは、南スラヴの血縁結合をもとに生産・生活手段を共有し共同消費する集団で、財産・労働・生計の管理を共同でおこなう共同体であった。一九世紀半ばに存亡の危機を迎え、以後は民族主義との関わりでクロージアップされた。著者は、ザドルガ研究の争点となってきた①ザドルガは南スラヴ固有の共同体であるか普遍的現象であるか、②東南欧支配勢力の政策、特に税制に対応するために維持されたか否か、の二つの論点に即して研究史を整理する。一九世紀後半以降の所有・経済単位としてのザドルガの崩壊過程の諸研究を参照しながら、著者が注目するのは、ザドルガ崩壊がナシヨナルな形態をとる点である。著者はまた、所有・経済形態に特化してザドルガ崩壊を論ずる傾向に満足せず、「ザドルガ文化」とよばれるザドルガの宗教的精神共同体的側面、農民文化に注目し、ザドルガが産業化に対する農民の抵抗の拠点であったことに注意を喚起する。この農民的「ザドルガ文化」と農民運動がナシヨナリズムの基盤となり、ポピュリズムに発展する条件を形成したとみる。もともと、この第一章は、研究史と方法論の紹介と整理であり、著者自身の見解は必ずしも明確ではない。叙述が錯綜していて、論理にやや明晰さを欠く。

第二章は、一九世紀末から両大戦期にいたるポピュリズムの展開と東南欧民衆運動の相互関係を考察しながら、第

一次世界大戦前後の支配の変化とその過程における運動を扱う。対象はクロアチア・ボビュリズムにしばられ、ロシア・ナロードニキとの比較でしばしば問題とされる急進化の程度、共同体の崩壊状況、議会制の導入時期のうち、とりわけ比較的早い議会制導入の意味に着目し、また国際環境を重視する。クロアチア・ボビュリズムの展開については、一八八三・一九〇四年の農民蜂起、第一次世界大戦、一九一八年のユーゴスラヴィア統一を画期とし、その思想的担い手として、ラディッチ兄弟を主要な対象とする。

第一節は、東南欧のボビュリズムとナシヨナリズムの関係についての理論的整理である。著者は、ヨネスクの東欧では「農民主義」が「新人民主義」に発展していったとする見解や、ムーゼリスの「議会制半周辺」テーゼ、すなわち政治的独立と議会制が産業資本形成と同時に進行し経済発展にたいして政治的民主化が相対的に先行したという説を参考に、ボビュリズムは対内的に社会的下層を動員し対外的に民族全体を統合する運動となる時頂点を迎え、「後発」社会の発展の重大な動因となる、という仮説を設定する。

また、ボビュリズムにおける社会的動員とナシヨナリズムの重なり合いが、セルビア、ブルガリア、クロアチアで異なっていたとし、クロアチア・ボビュリズムは、両大戦間期はセルビアの覇権との対抗でナシヨナリズム的性格が強くなり、三〇年代からは社会的動員が強まりバルチザン闘争に

受け継がれ、さらに戦後社会主義ユーゴの農業・農民政策にも継承されたという。

第二節は、クロアチア農民党の創設者の一人であるアントウン・ラディッチのナシヨナリズムと結びついたボビュリズム思想を分析する。彼は、農民を第三階級のブルジョア、第四階級の労働者より下位で圧倒的多数をしめる「第五階級」と位置づけ、「農民の国家」を構想した。第三節では、アントウンの弟でクロアチア農民党首であったスチュエバン・ラディッチの生涯と思想を、当初セルビアのボビュリズム指導者でセルビア王国首相から統一ユーゴスラヴィア首相となったニコラ・パシッチとの対比で扱う。スチュエバン・ラディッチは、兄アントウン同様農民民主主義論を唱え、かつ発展させた。スチュエバンは、人民主権と農民政治、クロアチア独立を含む民族自治とスラヴ人の連帯を統一し、「農民の国家」を啓蒙的手段で実現しようとした。一九一八年のセルビア主導の統一ユーゴスラヴィア結成にさいし、クロアチアの農民共和国としての独立と連邦制を主張し、パシッチの中央政府により逮捕された。出獄後二三年国会選挙で農民党を共和農民党と改称し、スロヴェニア、ボスニアとも結んでユーゴスラヴィア全土へ影響力を広げ、セルビア王制政府を包囲して連邦制を実現しようとした。しかし、ロンドンでイギリス労働党中央委員会、中東協会などにクロアチアの共和主義化を訴えたが、西欧大国の態

度は冷淡だった。著者は、このイギリス訪問を機に、彼が「クロアチア農民共和国」樹立を断念し、ユーゴスラヴィア統一を受け入れたとみる。スチエバンは、そこでセルビアとの歴史的和解に転換する。パシッチがセルビア王朝と中央集権的憲法の承認を条件に「和解が終身刑か」の選択を迫り、けっきょく国王の仲介で和解し、共和農民党は再び農民党に戻り、パシッチとラディッチの連立政府が成立する。パシッチが二六年に病死し農民党は再び野党となるが、「セルビアとの和解」は農民党支持層からも批判され、スチエバンは二八年、国会内で銃弾に倒れる。その悲劇的最期から、スチエバンは永く「クロアチアの精神的象徴」とされ、西欧の研究では理想主義的民族主義者とされるが、著者はむしろ、第一次大戦後のスチエバンが、土地改革など農民闘争に充分とくくまず、都市ブルジョアジーに妥協したこと、すなわちなシヨナリズムが農民主義から離反した問題点を見いだす。

第三章は、クロアチアを中心に、第二次世界大戦前後のポピュリズムの歴史的連続・不連続を考察する。ここでの主たる対象は、ラディッチ兄弟亡きあとのクロアチア農民党左派の理論的指導者、ルドルフ・ビチャニッチである。著者は、ユーゴスラヴィア本国でも研究されていないビチャニッチ家の未発表手稿・手紙類などの文書を遺族のはかりいで整理・収集し、その生涯と思想および戦間期クロア

チア農民運動史を第一次史料を用いて詳細に再現する。この章は分量的にも本論文の過半を占め、オリジナルな研究となっている。

スチエバン・ラディッチの暗殺と大恐慌による農村の経済危機は、「ナロードニャシユトヴォ」とよばれる民族的・農民のポピュリズムへと知識人をひきつけた。ビチャニッチら農民党左派は、「農民の国家」「農民民主主義」をかかげ、農村調査におもむき農村再建を具体的・政治的に構想した。ビチャニッチは一九〇五年生まれで、パリに留学して西欧文化にふれて社会科学者を志し、三十一年にザグレブ大学で博士号を取得する。経済学者として社会政策や計画経済について論じながら、世界恐慌で打撃を受けた農民たちに共感した。反体制派と接触したかどで三三年から三年間獄中につながれ、国王独裁体制への不満を強めた。著者は第一節で、出獄したビチャニッチがおこなったユーゴスラヴィア南部農村調査の記録をもとに、大恐慌以後の農民の状態と農民運動の実態を、その背景の政治史とともに詳細に分析する。一九一八年の建国以降土地改革は進まず、大土地所有は温存されていた。資本不足と戦時債務返済で農業近代化は遅れ、小農や零細農が工業化政策・関税政策の犠牲とされた。世界恐慌は農産物価格を工業価格以上に下落させ、近代的金融網の遅れが地元商人への農民の高利の債務を増大させた。そのうえ三五五年の干ばつが悲惨な農

民状態を生みだし、土地分割によるザドルガの解体が農民層の分化をもたらした。この分析からビチャニッチは、下層農民を中農に近づけ富農の富裕化を防ぐこと、そのため役畜・農具の共同使用、種子の管理・貸出の協同組合をつくることなどを提言する。

第二節では、一九三四年にクロアチア農民党によって創設され、ビチャニッチが加わって理事・機関紙編集長となった協同組合「経済同盟(ゴスボドルスカ・スローガ)」の活動が綿密に分析される。一般に中東欧の協同組合は、西欧のように自由主義とは結びつかず、むしろ民族主義と結びつきカソリック協会に支持され、農民協同組合、特に信用組合が発達したという特徴を持つ。ユーゴでも協同組合の起源は古く一九世紀中葉にさかのぼり、一時ユーゴスラヴィア協同組合連合がつくられたが、実態は民族毎の小連合体に分裂しており、時には対立しあった。形態としては農業協同組合特に信用組合が多く、経営重視よりも道徳重視の協同組合が圧倒的だった。クロアチアでは、内陸部農村が協同組合運動の中心となった。一九世紀末から本格化した協同組合運動は、一九一三年には二一〇組合(内二〇が信用組合)四万人の組合員を擁するにいたったが、第一次世界大戦後の農産物価格下落などで停滞し、大恐慌で特に信用組合が壊滅的打撃を受けた。ところが、三四年にクロアチア農民党の創設した経済同盟は、翌三五年に組

合員六一八六八人出資金一〇万ディナール、三九年には組合員二〇万人二一〇万ディナールと飛躍的な発展を遂げた。この秘密を、著者は、農民党による経済同盟の位置づけ、すなわち第一に恐慌下の農民組織化、第二に農民の相互扶助、第三に資金調達組織であることに求め、ビチャニッチ文書などにもとづき、農民のみを役員とする組織のあり方、食糧援助・行政との交渉・牛乳価格統制・共同穀倉設立・農業労働者の賃上げなどの多面的な活動、大会ごとの活動の発展、価格維持のための品質向上運動から林業労働者のストライキ支援、オプチナ自治体との協力にいたる協同組合活動のなかでの農民意識の向上について、綿密な分析を加える。

同盟付属の「農民及び人民経済研究所」の初代所長で機関紙編集長であったビチャニッチは、その手稿のなかで同盟を①国家権力の代行、②農民的社会保障、③農業シンジケート、④人民の共同組織、⑤協同組合の連合体、⑥農業会議所の諸機関の萌芽であるとしており、著者も、実際に「人民権力の経済的担い手」であったとする。そこには、ラディッチ兄弟を継承したビチャニッチの「農民の国家」思想が投影されており、①農民世帯の自給自足、②自作農中心の農村経済共同体、③農業以外の産業の農民利益にそった配置、④銀行の人民統制、⑤私企業経営の人民的計画化、⑥労働者の団結権と組合活動の自由、などの政策に具体化

された。著者はこれを、当時の農民八割・労働者一割という就業人口を背景とした「農民を中心とした人民による経済統制」とよび、その国家観は諸民族が協力する連邦制国家であり「農民大衆の必要にそって権力が組織される国家」であったとする。

一九四一年のドイツによる占領以降、ビチャニッチは亡命した国王・政府に随行してロンドンに滞在し、人民主義思想を民族解放闘争における「農民と労働者との同盟」に押し広げ、共産党の指導するバルチザン闘争を支持していく。同時に、連邦主義をユーゴスラヴィアのみならず東欧連邦、反ファシズム・ヨーロッパ連邦の構想へと世界化する。このビチャニッチの連邦思想の検討が、第三節の主題で、一八六〇年代のバルカン連邦構想、スチュバン・ラデイツチのユーゴスラヴィア・スラヴ連邦構想などを継承し、第二次大戦期に反ファシズム・ヨーロッパ連邦の構想に到達したとする。実際にはビチャニッチの反ファシズム東欧連邦構想は、米ソ英の大国間交渉で否定されたため、ユーゴスラヴィア内部に限定されたが、クロアチア農民党に根強い反セルビア民族主義とも、初期のユーゴスラヴィア共産党の単一民族論とも異なり、農民主義と結びついたものであった。すなわち、共産党は労働者中心の労農同盟論から人民解放戦線に加わり民族自決権による連邦制を提唱したが、ビチャニッチは農民中心の農労同盟論と諸民族の歴

史的伝統・文化の尊重の立場からこれを支持し、四四年にはバルチザン政府国民銀行副頭取に任命された。

結章は、「東南欧史における連続と不連続」と題した本論文全体のまとめである。ビチャニッチと共産党の蜜月は長くは続かず、四六年には外国貿易局長を辞し、母校ザグレブ大学経済学部教授となり現実政治から離れる。ユーゴ共産党のコミンフォルム除名などにも沈黙を守り、歴史解釈や経済政策で共産主義の公式理論に抵抗し続け、六八年に没する。共産主義者と歴史解釈が分かれたのは、クロアチア・ナシヨナリズムの自生的性格、農業と工業の共存、経済運営の分権化の問題であった。ビチャニッチは、人類社会の進歩は公害で汚染された工業化社会に代えて自然に回歸することだと主張し、六〇年代ユーゴの経済改革論争では、セルビア中心の中央集権化構想に対して非集中・非国家化・非政治化・民主化の分権化を主張した。著者は明言していないが、ビチャニッチの思想のなかに、今日のエコロジストに通じるものを見いだしたのであろう。著者は、こうしたビチャニッチの思想を「ユーゴスラヴィア史の特質を反映」とする。共産党主導のナチスからの解放も、ユーゴ史のポピュリズムの伝統、農民の民族的・社会的支持と結集があったからで、スターリン型の強制的農業集団化・工業化がユーゴで不可能であったのも、ユーゴ農民自身が解放闘争に加わり自作農中心の自主的協同組合化は

かられてきたからだという。著者は、ユーゴ社会主義の過去からの断絶を強調する公式見解に対し、農民主義から人民主義へと発展した「下からの」視座を対置し、歴史の継続性と民衆性を結論づける。

以上のように、本論文は、一九世紀後半から一九四五年にいたるユーゴスラヴィアを、農民運動指導者であったボビュリスト知識人の思想と生涯に内在して詳細に跡づけたものである。世界的にも研究の遅れている両大戦間期農村・農民の状況を、ビチャニッチ文書など第一次史料で逐年の活動にまで立ち入り明らかにしたことは、高く評価できる。

著者は、ユーゴスラヴィア農民運動史におけるボビュリズムの伝統の継続性を明らかにしただけではなく、そこにはらまれる農民主義と民族主義、統一国家主義と連邦主義の葛藤と重なりあいを示そうとした。ラディッチ兄弟やビチャニッチの思想についても、歴史の各転換点でその葛藤がどのような政策的変容をもたらしたかを段階的に示し、パシッチやクロアチア農民党の政策分析では、セルビア覇権主義や農民主義を欠いた民族主義がどのような帰結をもたらしたかに注目している。これらの分析は、もともと社会思想史研究から出発した著者の利点を生かし、歴史分析にふくらみをもたせている。また、クロアチアを分析の中心にすえながら、国際環境を重視し、たえず同時期のセル

ビアやブルガリアの農村構造や農民運動・思想と、時にはロシアの運動や思想とも比較することにより、著者のいう東南欧ボビュリズムがナショナルな歴史的伝統と農民文化を継承しつつ各地域・民族毎に異なる形態で現れるというテーゼを、説得的なものにしている。

本論文の基本的な評価は以上であるが、問題点ないし今後に期待したい点もないわけではない。その第一は、すでに当該箇所でもふれた方法論と具体的分析との関係である。研究史上での東南欧ボビュリズムの連続性・非連続性についての著者の立場は明快であるが、当のボビュリズム概念についての著者の見解は必ずしも明確ではない。従来諸説の批判や不十分性の指摘はおこなわれているが、本論文の分析を通じて何が新たに付け加えられるべきかは明らかではない。「農民主義」の概念についても、わが国で用いられてきた「農本主義」との異同等などを論じてほしかった。今後の研究を通じての明確化が望まれる。

第二に、農村構造、農民運動と人民主義指導者の思想の関連についてである。著者の分析は、各章・各節でこれらのからみあいを述べてはいるが、叙述におけるそれぞれの比重は必ずしも一貫しておらず、概して第一次大戦前については構造論・運動論が大きくとりあげられ指導者の思想はその反映であるかのように読め、それ以後については逆に思想分析が中心で、構造・運動が副次的に扱われている

印象を受ける。これは、歴史における個人の役割や客観的構造史と主体的運動史・思想史との関わりという方法論上の問題とも関係するが、同時に、対象時期により著者の収集しえた史資料の密度が異なることも関連するようである。この点も、今後の研究で、より一貫させ豊富化するこ

とが期待される。

もっとも、こうした問題点は、本論文の対象自体の制約

からくるものと思われ、本論文の開拓的役割、とりわけ、わが国学界での先駆的意義をいささかも減するものではない。よって、審査担当者一同は、本論文の提出者越村勲氏に博士（社会学）の学位を授与することが適当であると結論する。

平成四年六月十日

〔博士論文要旨〕

インドネシア経済史研究

— 植民地社会の成立と構造 —

宮 本 謙 介

序 本論文の課題と構成

第一章 諸外国における一九世紀ジャワ経済史研究の動向

第二章 ジャワの植民地化と王侯領農村社会

第三章 一九世紀中葉ジャワの土地制度

第四章 植民地支配下の在地首長層

第五章 強制栽培期の労働力編成

第六章 一八八〇年代ジャワの税役制度と農村諸階層

第七章 東部スマトラの植民地化と周辺部労働力編成

補論1 二〇世紀初期ジャワの農村社会

補論2 東南部カリマンタンの植民地化と社会経済構造

まとめにかえて 植民地社会論への視座

文献リスト

本論文の課題は、一九世紀のジャワを主な対象として、植民地成立期の社会経済構造とその変動を分析することである。インドネシアにおけるオランダの植民地経営は、少なくとも一九世紀中葉段階まではジャワに集中しており、それ以外の諸島(外島)の植民地化は、一九世紀後半に入ってからようやく本格化した。オランダのジャワ支配は、一六一九年のバタヴィア建設以来の長期にわたるが、その社会経済構造の再編成を伴うような植民地経営の展開は、強制栽培期(一八三〇～一八六九年)以降のことである。一九世紀の社会経済構造の変容が、その後のジャワ社会のあり方を大きく規定したと言える。ジャワ以外の諸島・諸地域の植民地化は、本論文では十分には扱えないが、一九世紀後半に入ってからジャワとともにオランダ植民地経営の拠点と

なった東部スマトラについては、一つの章を設けてその特徴を検討している。

植民地社会の構造分析に際しては、とくに次のような分析視角が重要であろうと思われる。すなわち、植民地支配が、在来社会の発展段階Ⅱ社会経済構造の特質に規定されて、どのように在来社会に適合した支配を展開したか、さらにその支配の深化とともに自己の経営政策をどのように貫徹していったのか、またそのことが翻って植民地社会にどのような特質を付与することになったのか、といった視角である。換言すれば、在来社会が植民地支配のあり方を規定する側面と、植民地支配が在来社会を再編成する側面、この両者の相克の中で植民地社会の構造と変動を捉えることである。

ところで、歴史研究は一般に、先行の研究水準と史料のあり方に強く制約されることになるが、本論文もその例外ではない。この研究分野では、利用できる一次史料（今日の国際的な研究水準では、未公開のオリジナルな史料でなければ一次史料とは言えない）が極めて限られており、したがって史料のあり方に制約されて個々のテーマを設定せざるをえなかった。それゆえ、本論文では、利用できる一次史料に即して個別テーマを選択し、特定の側面から上記課題に接近することになっている。以下、章別に検討課題と結論の要点を述べる。

第一章では、これまでの内外の研究で集中的に取り組まれてきたジャワのオランダ直轄領について、主に一九世紀に関する近年の研究動向を整理している。日本では、諸外国における最先端の研究を批判・吸収するという姿勢が極めて不十分であることに鑑み、ここでは優れた学位論文を中心に諸外国の先行研究の到達点を示し、その検討を通して本論文の課題の一端を提示することにした。具体的に取り上げた研究は、近年論争の的となってきたクリフ・オード・ギアツの「農業のインボリューション」論をめぐる論点（生態的共生論批判、「貧困の共有」論批判）、およびその他の注目すべき研究動向（伝統的Ⅱ観念的ジャワ社会論批判、実証研究・地方史研究の前進、家産制植民地社会論、人口成長論的アプローチ、工場労働者の性格規定など）である。

このような先行の諸研究を踏まえると、植民地社会成立期のジャワ的特質を把握するためには、オランダ直轄領に關しては、とりわけ次のような検討課題が重要となる。

第一に、ギアツ批判の諸研究をはじめとして、多くの研究者が言及しているジャワ特有の土地制度、とりわけ土地共有制の歴史的性格をどのように捉えるべきかという問題である。ジャワ史の専門家にとっては、古くて新しいテーマであるが、なお決着がついているとはいえない。植民

地ジャワ社会のなかで再生産されてきたこの土地制度は、資本主義が世界的規模で展開する時に、非資本主義世界で再編成される土地制度の一類型として、その性格の検討は避けて通れない(本論文の第三章で検討)。

第二に、植民地社会における在地の階級関係、とりわけ現地人首長層の諸権能を検討することである。在地首長層の分析は、旧社会の権力関係が植民地支配の初期段階でどのような編成替えを強いられたのか、また在来の諸関係が植民地支配にどのように適合的に利用されていくのか、といった点を明らかにするために重要となる(第四章)。

第三に、農民階層構成の検討である。先行研究によれば、一九世紀ジャワの農村社会には、土地保有農民のみならず、様々な農民層の存在が確認されている。とくに、ギアツ批判の諸研究のなかから提起されてきた土地なし農民(筆者はこれを隷属民と表現する)の存在形態を具体的に明らかにすることが求められる。これは、マタラム時代における直接生産者の身分制の編成を、植民地当局がどのように再編成したのか、という重要な論点である(第五章)。

第四に、植民地当局による土地所有関係Ⅱ租税収取関係の編成替えの一環として、ジャワ特有の賦役労働の編成を捉えることである。この課題も、植民地政庁が既存の税役体系を自らの支配政策に適合させるべく、どのように再編成したかを考える上で不可欠である。同時に、賦役制度の

分析は、プランテーション体制への移行期における労働力の質の問題を考えるためにも重要な課題となろう(第六章)。

(なお日本における研究動向は、参考論文で検討している。)

第二章は、王侯領のオランダ植民地政庁への従属化の過程を扱っている。王侯領経済史の研究は、当該期ジャワ経済史の中でも遅れた分野であるが、植民地化前のジャワの社会経済構造を知る上からも重要な研究領域である。ここでは、一七五五年のギヤンティ条約から一九一八年の村落再編成に至る時期を、外部勢力の浸透が王侯領の自立的権限をどのように制約していったのかという視点から、三期に区分して検討している。一次史料としては、当時ジョクジャカルタの駐在官をしていたクロウファードのコレクション(ロンドンのインディア・オフィス・ライブラリー所蔵)を利用している。

第一期(一七五五年～一八一一年)。ギヤンティ条約締結以後の王侯領では、VOCに強いられれた特産物の義務供出や独占貿易、VOCによるパティ(王家の宰相)の承認、あるいはダーンデルス支配期の東北海岸領租借料の廃止など、VOCⅡ植民地政庁によってその自立的支配権の制約を受けたが、封土制を基軸とする独自の支配体制に外部勢

力の直接的介入は及んでいなかった。領内（特に内領）では、王侯・官僚、在地首長層（ドゥマン・ブクル）、さらに土地保有農民・隷屬民に至るまで重層化した土地所有と租税收取關係が展開していた。その中では、在地支配者の相対的に自立した徴税権が、王権・パトウ（封土所有者）の上級支配権と対抗的に存在していた。

第二期（一八一〇—一八三〇年）。イギリスによる占領を契機として、領土の縮小に加え、外部勢力への従属化が進展する。植民地政府の管轄下において経済力をつけた中国人が、土地税、通行税、市場税、アヘン税などの徴税請負制を拡大することによって、王侯領の税制に介入した。中国人による徴税強化は、在地支配者の既得権を侵害するとともに、農業生産、とりわけ商品生産を圧迫し、ディボネゴロの反乱が民衆の支持を得る要因ともなった。徴税請負制を介して、植民地政府が王侯領の土地所有権・租税收取権を制約した段階である。

第三期（一八三〇—一九一八年）。ジャワ戦争の終結後、王侯領は内領・外領の大規模な割譲と行政・司法の再編を迫られ、更にオランダ民間資本が本格的に進出して、土地所有關係に直接介入することになった。ブクルは企業の支配下に置かれ、農民の土地保有権は侵害されて経営形態まで厳しく規制された（特にグレバガン制）。世界市場での価格変動が借地料や作付け規模を規定して、農業の不安定

性を増幅させた。やがて資本の論理は、効率的な土地と労働力の利用を要求して封土制も廃棄させ、ここに至って王侯領は、直轄領に準じた行政・村落組織と土地制度の採用を強いられたのである。

第三章から第六章まではジャワ直轄領が対象となる。まず第三章では、植民地政府が強制栽培制度を強行するにあたり、在来土地制度をどのように再編成したのかを検討している。とくに、これまで論争の的となってきた、当該期の土地共有制の性格をどう評価するかが重要な論点である。ここでは、一九世紀中葉段階にオランダ植民地政府が実施した土地政策上の特徴を、第一に、上級首長層の土地所有、第二に、耕地の「共同的保有」化、この二点から捉えている。主に依拠した基礎史料は、公刊史料『提要』である。

強制栽培という苛酷な植民地収奪を実現しえた当該期ジャワ社会の構造的特質を土地所有關係の側面から要約すれば、それは第一に、植民地当局の最終的土地処分権↓上級首長層の土地所有↓村長・村役人の職田所有↓農民の土地保有という、植民地支配下で再編成された土地所有關係の重層的構造を特徴とすることである。第二には、直接生産者農民が、賦役負担農民という隷屬度の強い存在として温存・強化され、さらに水田の「共同的保有」化が促進され

た地方では、土地緊縛が強化されるなど、土地保有形態の改造によって独特の土地保有を強いられた。したがって、当該期ジャワ社会は、オランダ植民地当局によって、いわば擬制的に再編成された特有の前近代的土地所有関係を基底に持つ植民地社会であったと考えられる。

第四章では、現地人在地首長層の諸権能に焦点をあてる。植民地化の深化とともに展開する植民地当局と現地人首長層の共生Ⅱ対立関係を、主に土地所有関係の再編過程に即して検討している。植民地化前には王権の下で複雑に序列化していた首長層が、植民地行政機構に組み込まれていく過程が重要である。一次史料としては、オランダ・ハーグの一般立文書館所蔵の現地人首長層に関する一連の未公開史料を利用している。

VOC支配期の上級首長層(ブパティ)は、要求される「義務供出」を負担する限り、独自の経済外強制の体系をも保持しうる在地首長としての性格を強く持っていたと思われる。一九世紀初頭に植民地政府が採用した「自由主義」政策は、上級首長層の諸権限を厳しく規制しようとするものであったが、これが専らオランダ本国の事情(ベルギー分離独立・産業革命の早期達成)によって強制栽培政策へと転換すると、ジャワ戦争の「教訓」なども踏まえて、むしろオランダは現地人首長層を積極的に活用しようとする。

その権威Ⅱ威信の発現としての職田付与(旧社会の封土制の擬制化)を始めとして、それに伴う地代収取Ⅱ賦役徴発の権限や栽培歩合の支給も、植民地政策を侵害しない限りで容認された。しかしこの段階では、VOC支配期とは異なり、オランダは上級首長層の権限に一定の規制を加えており、強制栽培遂行の障害となるような首長層支配権の拡大は許さなかった。プランテーション体制への移行に伴って、植民地当局の一元的支配体制が一層強化されると、彼ら現地人首長層は在地支配の諸権限を徐々に剝奪され、植民地行政官としての性格を強めていく。

上級首長層とともに、在地に強力なネットワークを持ついわゆる「中間」首長についても、強制栽培の効率的で円滑な実施のためにはオランダは彼らに依拠せざるを得なかった。おそらく旧社会の下級官僚にその系譜を持つと思われる彼らは、植民地支配下に入っても、非公式ながら尚隠然たる権限を行使していた。強制栽培制度が漸次廃止され、植民地の下級行政機構が整備されるに至って、上級首長層と同様に彼らも土地所有を基盤とした在地支配権を否定され、その存在意義を徐々に喪失していく。

一方、村落レベルでも、有力土地保有農民の中から輩出される村長・村役人は、様々な特権を獲得した。彼らは、役職の事実上の世襲によって、植民地体制の下でその地位を強化できた。既に多くの先行研究が、ギアツ理論(農民

均質化論)を全面否定し、「階層化した農民層」の進展を論証しているが、一九世紀後半にはかかる村落支配者層が、村落とプランテーション体制を接合させる上で重要な機能を果たすことになるのである。

第五章は、強制栽培期農村の労働力編成についてである。強制栽培が導入された農村において、各種の賦役労働や「賃労働」はどのように組織されていたのか、また階層化した農民諸層がこれにどのように対応していたのか。さらに近年諸外国の研究で注目されている、土地(耕地)を持たない隷属民が、強制栽培の労働力編成の中でどのように位置づけられていたのかが重要な論点である。一次史料は、一八五〇年代に砂糖の強制栽培地帯で大規模に実施された調査の報告書類(ウムフォローヴェ史料、オランダ・ハーグの一般王立文書館所蔵)である。

明らかにしえた点として、第一に、植民地当局が支配の基軸に据えたのはあくまで土地保有農民であり、彼らを賦役負担の中心部隊、つまり主たる労働力の給源としたことである。したがって、土地共有化政策もそのための一環として把握されねばならず、この点では農民層分解抑止政策が支配の基調であった。ただし、土地共有制の地方でも、土地保有農の間に身分資格に由来する階層格差が存在しており、その中の有力農民が植民地社会末端の支配者層とし

て定置されている。

第二には、土地保有農民とともに、農民身分序列の最下層に位置する隷属民も一定の比重をもって存在することが、本章で利用した史料から明らかとなった。彼ら隷属民は、土地保有農に私的に従属して賦役・雑役や農作業まで強いられるが、同時に植民地当局が調整する必要労働量に依じて、公私両面で義務負担慣行の部分的改編を迫られている。植民地当局による労働力の安定的確保が、これによって図られるのである。在来の身分階層制そのものに、植民地支配の論理が浸透していると言つてよい。

第六章では、ジャワに特有の税役制度について検討した。史料制約から一八八〇年代IIプランテーション体制移行期が対象となるが、当該期は賦役の漸次的縮小と金納租税体制への移行が本格化しつつあった。植民地政庁の政策転換と対応して、農村社会にどのような構造変化が進展していたかが課題となる。

一次史料として利用した賦役調査(中部ジャワのケドゥ州が対象、オランダ・ハーグの一般王立文書館所蔵)は、一八八〇年代のプランテーション体制移行期に行われたものであり、強制栽培期に過酷を極めた国家賦役・栽培賦役は既に縮小している。それでも尚、村落レベルのバンチェン賦役(村落支配者層が收取する賦役)を中心に農業労働

と直接競合する賦役負担の重圧、それに金納諸税が加わって、各種税役負担は依然として農業経営を圧迫していたものと思われる。かかる税役の収取関係から当該農村には、国家賦役を免除され独自の賦役収取権をもつ村落支配者層、隷属民¹¹賦役代行者を抱えることで賦役負担を処理しうる上層農民、税役の重圧を直接受ける零細下層農民、賦役代行や農作業の補完的労働力として上層世帯に寄寓する隷属民、といった階層構成が看取しうる。

ケドゥ地方の土地保有形態は、史料では持分固定の「共同的保有」と表現されているが、内実は「個人的保有」にかなり接近したものになっている。にもかかわらず、賦役の履行方法は、「共同的保有」時代の慣行をそのまま維持している。土地保有規模の格差にもかかわらず、賦役負担者は同一の賦役量を負担しなければならず、かかる矛盾は、耕地の「個人的保有」化がさらに進展すれば顕在化せざるを得ない。この点で、旧来の賦役履行方法は、耕地の「個人的保有」化とともに、上記のような階層分化を促進する要因ともなる。

史料制約から、階層分化の質的側面にまで踏み込んで検討することはできなかったが、プランテーション体制への移行期という当該段階では、賦役の漸次的縮小と事実上の金納化の拡大、商品¹²貨幣経済の一層の進展という事態の中で、一面では、前期的な身分階層制が徐々に崩れてい

くものと推察しうる。しかし、他面では、村長を中心とする村落支配者層が、なお前期的な諸特権を保持し、村落社会に君臨している点にも注目しておかねばならない。オランダは、存続する国家賦役の組織化、金納税の徴収、本章では触れなかったがプランテーションの労働力調達などで、依然として村落支配者層に依存せざるを得なかったのである。

これを植民地政策との関連で言えば、一方で、「自由主義」政策の名の下に、プランテーション体制の基盤整備を進め、個人的土地保有、賦役金納化、賃労働雇用などを政策化し、商品生産を誘発しながら、他方で、村落支配者層の前期的諸特権に積極的には介入せず、むしろ事実上はそれを温存することで経済外強制の体系に依存し、農業経営と商品生産の発展を抑制してしまうという、相矛盾した対応をみせている。植民地当局のかかる対応は、明らかに理念と現実との乖離であり、政策的矛盾であった。それゆえに、土地・税役の「近代化」政策の実現も、またそれを誘因とする農村社会の階層分化も極めて緩慢な過程を辿ることになるのである。

第七章は、東部スマトラ社会に目を転じる。外島の植民地化は一九世紀後半に入って本格化するが、その中で一大プランテーション地帯へと変貌をとげ、一九世紀後半以降

は、ジャワとともにオランダ植民地経営の拠点となったのが東部スマトラである。ここでは、外部労働市場に依存した独特の労働力編成が特徴的である。史料としては、『慣習法体系』その他の公刊史料を利用している。

結論を要約すれば、第一に、「自由主義」政策期に入って植民地化が進展した東部スマトラでは、プランテーション用地の確保が、ジャワとは異なっており、マラヤ人首長「スルタン」との「契約」による農業租借という形態をとったが、このことが植民地当局・プランターによる現地人社会組織とその農業生産の再編成に特有の性格を付与することになった。すなわち、バタック人社会の再編成においては、ウルン共同体を核とする自律的共同体社会が、農業租借地の設定によって「解体」ないしは形骸化させられ、植民地政庁の支配機構により適合するような、マラヤ人スルタンを頂点とするヒエラルキッシュな社会構成へと改編せしめられた。しかも、従来の農業生産はタバコ生産のサイクルに組み込まれて、小地片での指定作物生産を強いられ、それは、農業生産の自生的発展を遮断しただけでなく、現地人農業の存立自体が国際タバコ市場の動向に直接的に左右されることを意味した。また、二〇世紀初頭以降拡大するゴム農園でも、農民は自給食糧生産すら困難となり、分与地での換金作物を増産するしかなかった。

第二に、プランテーション労働は専ら債務移民に依存し

ていたが、クーリー条例が付与したプランターへの強力な権限の下で、懲罰規定による農園緊縛、タンデイル（現場監督）を通じての巧妙な労務管理などによって、労働者は極めて隷属的な状態に置かれていた。農園の労働力編成では、中国人、ジャワ人、バタック人らの複雑な人種構成が農園支配をより効率的なものにしていた。ジャワ人移民の本格化とともに、植民地当局はその労働力政策に一定の修正を加え、米作農民の小農的定着すら政策化するが、それも深刻な食糧危機を内包する生産構造を強制した植民地支配の所産にはかならなかったのである。

次に、補論1で二〇世紀初期のジャワ農村社会の変容について、若干の個別事例によって検討している。これは、本論文の課題を超えるものではあるが、プランテーション体制期に入って以降の農村の変容を垣間見ることで、今後の研究の展望に代えたいと考えている。史料は、当該期に行われた個別農村実態調査の報告書類（公刊史料）である。明らかにしえた点は、以下のように要約できる。

第一に、農民の土地保有は、当該期に「個人的保有」から「共同的保有」への移行が趨勢となっており、「個人的保有」地では貸貸借や分益小作ばかりでなく、売買による農地移動も頻繁化している。かかる事態は、植民地政庁の租税政策や開墾条例などを誘因として、一層の商品「貨幣経

済の浸透によって促されたものであった。土地保有・賦役履行に対する共同体規制の弛緩は、村落を超えた売買をも可能にし、一部には不在地主の土地保有も看取される。一方、依然として「共同的保有」が根強い地方でも、貸借による経営規模の分化が見られ、さらに規制のより弛緩した「共同的保有」形態への変化が推察される。

第二には、土地商品化に伴う一部上層農民、あるいは不在地主の土地集積・集中の進展である。職田制の存続する地方では、村長・村役人らは職田に自己保有地を加えて経営規模を拡大している。こうした有力農民は、プランテーション労働の組織者としても、在地における権能を保持しえたものと思われる。一方、零細土地保有農や土地なし農は、小作経営や農業労働への依存を強めていくほかない。さらにプランテーションの規模拡大は、彼らの労働力商品化を一層促進したであろう。ただし、企業による零細下層農民の調達、農村における何等かの人格的依存関係を利用して行われていた点には注目しておきたい。本論文では、一九世紀段階の下層農民を隷属民と表現したが、農民の身分階層制が二〇世紀に入ってからどのように変質していったのか、とりわけ土地なし層の性格がどのように変化したのか、といったことが重要な論点となる。今後の課題としたい。

補論2は、外島植民地に関する補足として、東南部カリ

マンタンの植民地化について、リンブラットの近著の書評である。

最後に、インドネシア植民地社会論の構築に向けて、特に重要と思われる四つの課題——土地所有関係、労働力編成、農村経済、植民地行政機構——に即して本論を再整理し、むすびにかえていく。今後は、プランテーション期の広い地域にわたる検討を経て、植民地社会論の全体像を構築しなければならず、ここではそのための課題設定が狙いとなっている。

〔博士論文審査要旨〕

論文題目

インドネシア経済史研究

——植民地社会の成立と構造——

論文審査担当者

内堀基光
古賀正則
三谷孝

本論文は、主として一九世紀のいわゆる強制栽培期（一八三〇—一八六九年）におけるジャワ村落の社会経済構造とその変動を分析したものである。オランダによるジャワ支配は、一六一九年のバタヴィア建設に始まるが、ジャワ村落の社会経済構造の再編成を伴うような植民地経営の展開は、強制栽培期以降のことであり、この時期における社会経済構造の変容が、その後におけるジャワ農村社会のあり方を大きく規定したと考えられるのである。

もっとも、著者は第六章と補論一において、オランダの植民地経営の基軸が強制栽培制度からプランテーション体制へと転換した二〇世紀初頭のジャワ農村社会を取り上げ、その特質を仮説的に提示することによって、今後における研究の課題を明示している。

また、オランダの植民地経営において、中核的地位を占めたジャワの分析に本論文の大部分を割きながら、植民地支配の全体像に迫るための第一歩として、一九世紀後半ジャワとともにオランダ植民地経営の拠点となった東部スマトラについても、一つの章を設けて補足的に論じている。さらに補論二において、東南カリマンタンの植民地経済史に関する最初の本格的研究であるJ・T・リンブラットの著作を取り上げ、それを要約、紹介するとともに、著者自身の批判的見解を述べている。

本論文における著者の分析視角は次のようなものである。

すなわち、植民地支配が、在来社会の発展段階に社会経済構造の特質にどのように規定され、在来社会にどのような適合しつつ展開されていったのか、さらにその支配の深化とともに、植民地経営の政策をどのように貫徹させていったのか、またそのことが翻って植民地社会にどのような特質を付与することになったのか、換言すれば、在来社会が職民地支配のあり方を規定する側面と、植民地支配が在来社会を再編成する側面、この両者の相克の中で植民地社会の構造と変動を捉えようとする視角である。

本論文は、一九世紀ジャワ経済史の基礎史料とされるオランダ語文献のいわゆる『提要』をはじめ、ハーグ一般王立文書館やインド公文書館所蔵の未公刊史料や、レイデン大学に提出された学位論文など、広範な資料、文献にもとづく研究である。

本論文の構成は以下の通りである。

序 本論文の課題と構成	6
第一章 諸外国における一九世紀ジャワ経済史研究の動向	10
はじめに	11
1、ギアツの「農業のインポリューション」とその批判	12
1、ギアツ理論の要点	13

2、生態的共生論批判……………	15
3、「貧困の共有」論批判……………	16
II、その他の研究動向……………	
1、伝統的Ⅱ観念的ジャワ社会論批判……………	24
2、実証研究の前進……………	26
3、地方史研究の前進……………	26
4、家産制植民地社会論……………	28
5、人工成長論的アプローチ……………	30
6、工場労働者の性格をめぐって……………	32
むすびにかえて……………	33
第二章 ジャワの植民地化と王侯領農村社会……………	40
はじめに……………	41
I、王侯領の領土編成と在地支配(一七五五—一八一一年)……………	
1、領土編成の推移……………	43
2、在地の支配体制——内領を中心に——……………	46
3、バグレン(内領)村落に見る土地所有Ⅱ租税収取関係……………	55
II、王侯領の従属化と徴税請負制(一八一—一八三〇年)……………	
1、イギリスのジャワ支配と王侯領……………	58
2、中国人の経済活動……………	62
3、農業生産の停滞……………	63

4、外国人プランターの導入……………	64
III、王侯領の従属化とオランダ資本(一八三〇—一九一八年)……………	
1、領土割譲と行政・司法……………	67
2、オランダ資本の進出……………	69
3、村落再編成と新借地条例……………	74
おわりに……………	78
第三章 一九世紀中葉ジャワ土地制度……………	
はじめに……………	91
I、首長層の土地所有……………	93
1、ブパティ(県長)の土地所有……………	94
2、郡長の土地所有……………	94
3、村長・村役人の職田所有……………	96
II、農民の土地保有権……………	98
III、耕地の「共同的保有」化……………	101
IV、自由主義政策への転換と土地制度……………	105
(補注 一九世紀オランダ経済と植民地経営)……………	116
第四章 植民地支配下の在地首長層……………	
はじめに……………	120
I、強制栽培制度以前の在地首長層……………	
1、オランダ東インド会社Ⅱ「義務供出制」期……………	

の在地支配

2、「自由主義政策」への転換

II、強制栽培期の上級在地首長

1、ファン・デン・ボスの首長政策

2、上級首長の任用

3、上級首長の土地制度

4、首長層の権益拡大とその規制

III、強制栽培期の下級首長層

1、農村の「非公式」首長（「中間」首長）

2、村落支配者層

おわりに

第五章 強制栽培期の労働力編成

はじめに

I、強制栽培制度の展開と労働力編成

1、工場地区農村の概要

2、労働力（賦役）の編成

3、在来社会へのインパクト

4、「賃労働」への移行

II、農民の身分編成と賦役負担——隷属民を中

心に——

1、土地保有農民の階層格差

2、隷属民の存在形態

おわりに

第六章 一九八〇年代ジャワの税役制度と農村諸階層

はじめに

I、税役の諸形態

1、賦役

2、賦役代行制

3、金納諸税

II、税役収取関係と農村諸階層

1、村長・村役人

2、土地保有農民

3、隷属民

おわりに

第七章 東部スマトラの植民地化と周辺部労働力編成

はじめに

I、植民地化とプランテーション体制の導入

II、現地人社会の変容

1、社会構造の再編成

2、ジャラン制

III、プランテーション労働者の存在形態

1、クーリー条例

2、世紀転換後の労働力政策

おわりに……………260

補論1 二〇世紀初期ジャワの農村社会

はじめに……………267

I、東部ジャワ、モジョクルト県・クラサアン県……………268

II、中部ジャワ、プルワルジョ県……………274

III、中部ジャワ、パティ県……………280

IV、プランテーション労働者……………284

おわりに……………288

補論2 東南部カリマンタンの植民地化と社会経済

構造……………290

まとめにかえて 植民地社会論への視座……………299

文献リスト……………306

本論文の構成にしたがって、その内容を要約的に紹介しよう。第一章「諸外国における一九世紀ジャワ経済史研究の動向」では、国内外のこれまでの研究で集中的に取り扱われてきたジャワのオランダ直轄領について、主に一九世紀に関する近年の研究動向を整理、検討している。この章では、諸外国における最先端の研究を批判、吸収するという点でわが国の学会がきわめて立ち遅れているという現状に鑑み、特に諸外国の優れた学位論文を中心に先行研究の到達点を明らかにし、その検討を通じて本論文の課題が提

示されている。

第二章「ジャワの植民地化と王侯領農村社会」では、一九世紀のジャワ社会経済史研究の中で、これまで軽視されてきた王侯領の社会経済構造を取り上げ、一七五五年のギヤンティ条約から一九一八年の村落再編成に至る時期を、外部勢力の浸透による王侯領の自立的権限の制約という視点から三期に区分し、王侯領がオランダ植民地政庁へ従属化していく過程を、主として未公開のJ・クローフアード報告書にもとづきながら明らかにしている。

第三章「一九世紀中葉ジャワの土地制度」では、強制栽培期に於ける土地制度の再編成という視角から、植民地支配の構造的特質の解明を試みており、特に一八三〇年以前の東北海岸領やブリアンガン地方でみられた義務供出制度の単なる延長線上に強制栽培制度を位置づけるのではなく、在来社会の再編成のあり方や植民地支配の段階的特質と関連づけて把握しようとする著者の論点が、『提要』にもとづいて具体的に展開されている。

第四章「植民地支配下の在地首長層」においては、強制栽培期における現地人在地首長層の存在形態を、在地首長層の土地所有と地代収取関係が植民地支配の深化とともにいかに再編成されていったのかという視角から明らかにし、植民地支配の諸段階における植民地当局と現地人首長層との共生と対立の諸側面を、『提要』、ハーグ一般王立文書館

所蔵の未公刊史料などにもとづいて検討している。

第五章「強制栽培期の労働力編成」では、一九世紀中葉における砂糖生産地帯の労働力編成、特に強制栽培が導入された農村において、各種の賦役労働や「賃労働」がどのように組織されていたのか、その賦役を担ったのはどのような農民諸階層であり、彼らがどのように対応していたのかを検討されている。また近年諸外国の研究で注目されている土地（耕地）を持たない隷属民が、強制栽培の労働力編成の中にどのように位置づけられていたのかが明らかにされている。この章の分析は、ハーグ一般王立公文書館所蔵の未公刊史料、ウムフロウヴェ委員会調査報告書にもとづいており、九六の報告書を利用して、砂糖の強制栽培に組み込まれた農村地帯の全体像が描き出されている。

第六章「一八八〇年代ジャワの税役制度と農村諸階層」は、一八八〇年代の強制栽培制度からプランテーション体制への移行期における農村社会の構造変化の解明にあてられている。プランテーション経済に適合的な植民地社会の創出は、近代的な行政官僚機構や運輸・通信網の整備・拡大とともに、土地・税制の「近代化」をその政策的支柱として実現されたのであり、強制栽培期にマタラム時代の土地所有と税役收取関係を擬制化し、賦役を核として植民地当局が再編成していった收取関係にも、「自由主義」政策の下で一定の改革が試みられたことが、主としてハーグの

個人所蔵の賦役実態調査報告書類に依拠しながら明らかにされている。第三章からこの第六章までが本論文の核心部分となっている。

第七章「東部スマトラの植民地化と周辺部労働力編成」では、一九世紀後半にようやく植民地化が本格化した東部スマトラにおける植民地社会の形成過程が、プランテーション経営の必要とする労働力の編成を軸に解明されている。ここでは、プランテーション「資本主義」的農園経営に現地社会が一举に包摂され、その社会構造の編成替えが進行したが、人口が希薄なため、海峡植民地や中国本土、さらにはジャワからも労働力が調達され、独特の労働力市場と労働関係が展開した。それは、この時期に東南アジア規模で形成された地域的再生産圏と連結することによって可能となった。こうして東部スマトラは、資本主義世界の一次産品供給基地、ならびに周辺労働市場の一環を形成したのである。このような問題意識を背景に、著者は、プランテーションの進出の下で、現地人バタック人の社会が植民地当局、およびマラヤ人スルタンによりどのように変容し、彼らの農業経営がどのような再編成を強いられ、たのか、プランテーション労働者の中心となった中国人、ジャワ人の債務移民労働者がどのように編成され、どのような労働条件の下に置かれたのかを、同時代人による関連文献によりながら解明している。

補論1「二〇世紀初期のジャワの農村社会」は、一九一〇年代後半から二〇年代前半にかけて、中・東部ジャワの六県について行われた農村調査報告書のうち、二県に関するものを取り上げ、プランテーション体制への移行によるジャワ農村社会の変容、賦役の縮小と金納租税体系への本格的移行、小農経営に対する商品・貨幣経済の強制、その結果としての土地と労働力の商品化などが論じられている。

補論2「東南カリマンタンの植民地化と社会経済構造」は、一次史料にもとづく東南カリマンタンについての最初の本格的な植民地経済史研究であるJ・T・リンブラットの『ダヤック人とオランダ人の狭間で——東南カリマンタンの経済史一八八〇—一九四二』(一九八八年刊)の書評である。

なお参考論文「日本における植民地期インドネシア経済史の研究動向」は、本文第一章においてほとんど触れられなかった一九世紀ジャワ史研究と植民地期スマトラ経済史研究に関するわが国の研究状況を問題点ごとに整理したものであり、付論として強制栽培制度に関する八〇年代末以降の外国人による研究の批判的紹介が付け加えられている。

本論文、とりわけその中核部分をなす第三章から第六章は、一次的な基礎史料、あるいは未公開の史料にもとづきながら、わが国はもとより国際的にみても未開拓の分野に踏み込んで、多くの新しい事実を発掘し、当該時期のジャ

ワの社会経済史研究に大きく寄与したものとして高く評価される。たとえば日本の研究状況に則していえば、ジャワ王侯領における植民地過程の研究は、森弘之氏の王侯領農村社会研究を除けば皆無であり、ジャワの在地首長層についての研究もまた皆無といってよい。一九世紀段階の隷属民・土地無し農民については、近年イギリスやオランダの研究者によりようやく注目されはじめたばかりであり、宮本氏の未公開資料にもとづく隷属民の実態解明は、国際的にも注目されるべき成果といってよい。

全体として、本論文の論旨は明快で説得的であり、手堅い実証的研究として、わが国におけるインドネシア社会経済史研究の最先端に位置するものであり、学位論文に十分値するものである。

あえて本論文に注文を付け加えるとすれば、「在来社会が植民地支配のあり方を規定する側面と、植民地支配が在来社会を再編成する側面、この両者の相克の中で植民地社会の構造と変動を捉える」という著者の基本的な分析視角は、論文全体を一貫しているとはいえず、「在来社会」とくにその基底をなす村落社会の実態が、やや不鮮明であるように思われる。たとえば、上級首長層が植民地行政官化し、「中間」首長が在地支配権を喪失し、村長、村役人層が職田や賦役負担の面でその地位を強化していく過程が一応指摘

されてはいるものの、村長・村役人の「前期的諸特権」の内容がどのようなものであり、村落会議の構成と機能、村民として認められるための資格、村民各層、隷属民などがそれぞれ村落秩序の形成にどう関わっていたのか、といった点の具体的検討なしに、当時のジャワ村落を「自然村」と「行政村」に区別して論じることは困難であろう。一九世紀末のプランテーション体制への移行にあたって、村落支配者層が重要な機能を果たすものとされているだけに、今後この点の解明に期待したい。こうした実態把握の面での不十分さは隷属民やあるいは賦役の具体的な存在形態などについてみられるが、その多くは利用しうる資料が植民地当局の側における調査資料や政策的文書に限られ、利用

しうる在地資料は現在のところ皆無であるという資料上の制約によるものであろう。なお、専門家の間では周知の事実とされていることについて、説明が省略されており、研究分野を異にする読者へもう少し配慮されてもいいのではなかろうか。

以上のような問題点の大部分は資料上の制約に関わるものと思われ、本論文のわが国学会における先駆的業績としての意義をいささかも損なうものではない。審査担当者一同は、本論文の提出者宮本謙介氏に一橋大学博士号（社会学）の学位を授与することが妥当と判断する。

平成四年七月八日